

第二次羽村市生涯学習基本計画

令和 4（2022）年度～令和 13（2031）年度

第二次羽村市生涯学習基本計画前期基本計画

令和 4（2022）年度～令和 8（2026）年度

令和 4(2022)年 3 月

羽 村 市

第二次羽村市生涯学習基本計画

令和 4（2022）年度～令和 13（2031）年度

第二次羽村市生涯学習基本計画前期基本計画

令和 4（2022）年度～令和 8（2026）年度



令和 4（2022）年 3 月
羽 村 市

第二次羽村市生涯学習基本計画の策定にあたって

羽村市では、平成 24 年度に羽村市生涯学習基本条例を制定し、「楽しく学び つながり 活かす 生涯学習」を基本理念とした羽村市生涯学習基本計画をスタートさせました。市民一人ひとりが主体的にいつでもどこでも自由に学習機会を選択し、学ぶことができる環境を整え、ひと、地域、団体等が活力に満ちた活動を展開し、よりつながることで新たな社会を創造する生涯学習のまちを実現するためのさまざまな取組みについて、市の施策を体系化して積極的に推進してきました。平成 29 年 3 月には、前期の基本計画を受け、「循環型生涯学習の推進」「生涯学習を通じたまちづくり」を羽村市が目指す姿とした後期基本計画を策定し、生涯学習社会の実現に向けて一層の推進を図ってきたところです。



この間、社会の変化のスピードは著しく、羽村市を取り巻く状況も大きく変わってきています。人口減少が懸念される中、人生 100 年時代に突入し、次世代社会とされた Society5.0 のステージに移行したともいわれ、インターネットの活用をはじめとした新しい技術が広がり、学校教育の現場では児童・生徒一人に一台のパソコンが配備されています。また、「誰一人取り残さない」という持続可能な社会の構築という意識も広がっています。

なかでも、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、未だ予断を許さず、「新しい日常」が求められるなど、私たちの生活に大きく影響を及ぼしています。

しかしながら、我々はここで学びの歩みを止めるわけにはいきません。この状況を新たなチャンスと捉え、果敢なチャレンジを進めていく必要があります。

本年 4 月からは、私たちのまち“はむら”の将来像を「まちに広がる笑顔と活気 もっと！くらしやすいまち はむら」とした第六次羽村市長期総合計画がスタートします。この第六次長計と整合性を図り、後期基本計画を引き継ぐ新たな計画として、羽村市生涯学習基本条例に定める生涯学習の理念を実現する第二次生涯学習基本計画を策定しました。あわせて、前期基本計画として今後 5 年間の基本方針を定め、施策を体系化しました。

本計画が、今の混沌とした状況の中で、市民一人ひとりの学びの指針となり、活力ある地域コミュニティと心豊かな安らぎに満ちた生涯学習のまちの実現に寄与できることを願っています。

最後になりましたが、本計画の策定に多大なご尽力をいただきました羽村市生涯学習審議会の皆さまをはじめ、関係各位、市民の皆さまに心からお礼申し上げます。

令和 4（2022）年 3 月

羽村市長 橋本弘山

目 次

第 1 部 第二次羽村市生涯学習基本計画策定にあたって

第 1 章	計画策定の背景	3
1	計画策定の趣旨	3
2	生涯学習の意義	4
第 2 章	生涯学習を取り巻く状況	6
1	変化する社会情勢	6
2	国の動き	9
3	東京都の動き	15
4	羽村市の動き	18
5	市民ワークショップ	23
6	令和 2 年度羽村市市政世論調査	24
7	羽村市社会教育関係団体アンケート結果	31
8	羽村市生涯学習基本計画後期基本計画の取組みと成果	33

第 2 部 第二次羽村市生涯学習基本計画

第 1 章	計画の概要	39
1	計画の位置付け	39
2	計画の構成と期間	39
第 2 章	羽村市が目指す生涯学習の姿	41

第3部 第二次羽村市生涯学習基本計画前期基本計画

第1章 基本方針	45
1 基本方針	45
2 体系図	46
3 基本計画ページの見方	47
第2章 基本施策と施策	48
基本施策1 子どもたちの育成	48
基本施策2 地域資源の活用	52
基本施策3 多様な学習の展開	58
基本施策4 生涯学習の支援	66
第3章 計画の推進と進行管理	68
1 計画の推進	68
2 計画の進行管理	68
3 羽村市教育振興基本計画の評価	68

資料編

1 羽村市生涯学習基本条例	70
2 羽村市生涯学習審議会	72
3 羽村市生涯学習推進委員会	77
4 用語解説	82

※の語句について、用語解説を掲載しています。

第1部

第二次羽村市生涯学習基本計画策定にあたって

第1章 計画策定の背景

第1 計画策定の趣旨

羽村市では、市民一人ひとりが生涯にわたって自主的・自発的に学べる環境を整えるとともに、学んだ成果を地域課題の解決や社会貢献といった主体的な行動として活かしていくことを目指して、これまでにさまざまな生涯学習振興施策を推進してきました。

平成24（2012）年7月に「羽村市生涯学習基本条例」を制定し、生涯学習の基本理念や市、市民及び団体等の役割を明らかにし、生涯学習施策を総合的かつ計画的に推進していくことで、生涯学習社会の実現を目指しています。

この羽村市生涯学習基本条例に基づき、平成24（2012）年3月に「楽しく学び つながり 活かす 生涯学習」を基本理念とする「羽村市生涯学習基本計画」（計画期間：平成24年度～令和3年度）を策定しました。

羽村市生涯学習基本計画前期基本計画（計画期間：平成24年度～平成28年度）では、乳幼児期から高齢期までのライフステージ別に、それぞれの時期に見られる特徴から施策の方向を導き出し、推進施策を示しました。

また、平成29（2017）年3月に策定した羽村市生涯学習基本計画後期基本計画（計画期間：平成29年度～令和3年度）では、前期基本計画の進捗や成果を踏まえながら、羽村市が目指す生涯学習として「循環型生涯学習の推進」と「生涯学習を通じたまちづくり」を目標に掲げるとともに、この目標の実現に向け、さまざまな視点から基本施策を7つ挙げ、それぞれに関連する施策とライフステージを体系化し、生涯学習の推進を図りました。

こうした中、これまでの高度情報化を加速させる ICT 社会や更なるグローバル化、少子高齢化などの社会構造の変化に加え、人生100年時代や超スマート社会（Society5.0）の到来、持続可能社会の構築（SDGs：持続可能な開発目標）などの新たな社会変革への対応が求められてきています。

加えて、令和2（2020）年1月以降に世界的な感染拡大を引き起こし、それまでの社会生活を一変させることとなった新型コロナウイルス感染症の影響も非常に大きなものとなっています。

第二次羽村市生涯学習基本計画では、これらの社会情勢の変化に対応し、羽村市生涯学習基本計画に引き続き、羽村市の生涯学習を推進し、生涯学習社会の実現のため、羽村市生涯学習基本条例に基づき、令和4（2022）年度から令和13（2031）年度までの「羽村市が目指す生涯学習の姿」を定めるとともに、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間の前期基本計画を策定するものです。

第2 生涯学習の意義

平成 18（2006）年、教育基本法が改正され、教育に関する新たな基本的理念として「自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」とする「生涯学習の理念」（第 3 条）が定められました。

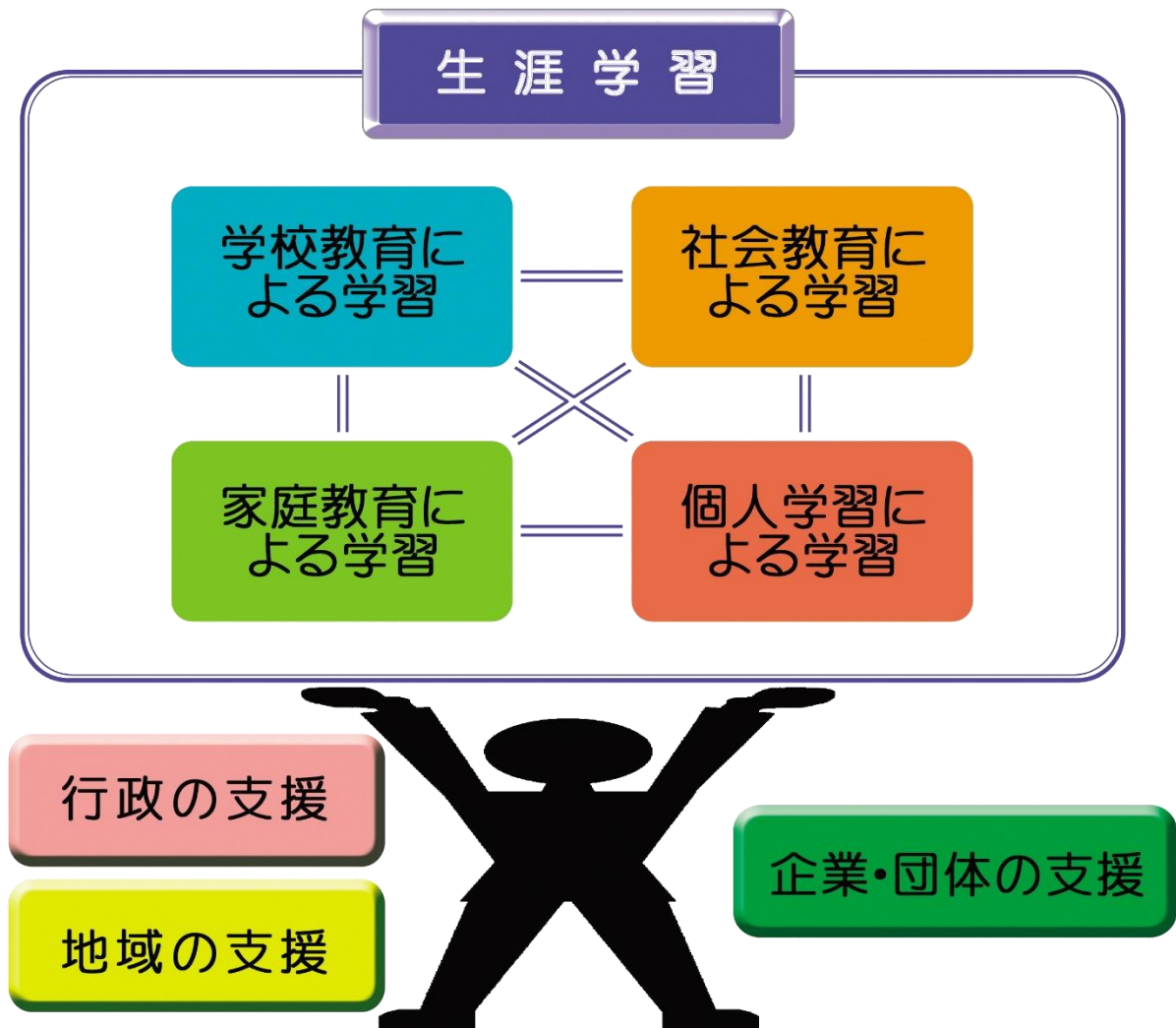
平成 24（2012）年、羽村市では、羽村市生涯学習基本条例を制定し、生涯学習の理念を「市民一人ひとりが、乳幼児期から高齢期に至るまで、主体的にいつでもどこでも楽しく学び、喜びや充実感をもてるようにするとともに、市、市民及び団体等が互いに連携協力し、活力ある地域コミュニティと心豊かな安らぎに満ちた生涯学習のまちを創造していくものとする」と定めました。

生涯学習は、中央教育審議会答申においては、「学校教育や社会教育を通じた意図的・組織的な学習はもちろん、個人の学習や様々な活動から得られる意図的ではない学習も含む幅広い概念」とされています（平成 30（2018）年 12 月 21 日「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）」）。

市では、「いつでも」「だれでも」「どこでも」市民一人ひとりが自主的に、主体的に学ぶことのできる社会を目指して、学校教育・社会教育といった分野だけでなく、さまざまな分野においても「市民の学び」＝「生涯学習」と捉え、多様なニーズに応えるための施策を展開するとともに、各種団体や関係機関等の活動を支援しています。

また、市民一人ひとりの人生が、マルチステージの人生へ転換していく中で、地域との新たなつながり、地域への学びの還元、学び直しへの対応も重要となり、ここにも生涯学習の理念を生かしていく必要があります。

平成 27（2015）年 9 月、国連サミットにおいて、いわゆる「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。2030 年までに「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の構築を目指します。生涯学習の役割は、「目標 4」に掲げられた「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」というミッションはもちろんのこと、17 の国際目標全体に広がるものと期待されています。



生涯学習の概念図

第2章 生涯学習を取り巻く状況

第1 変化する社会情勢

(1) 令和2(2020)年1月以前の社会状況と新型コロナウイルス感染症の影響

羽村市生涯学習基本計画策定時の平成24(2012)年3月においても、羽村市生涯学習基本計画後期基本計画策定時の平成29(2017)年3月においても、「少子高齢化」はすでに進んでおり、人口の減少は大きな社会変化の一つといわれていました。本計画策定時の令和3(2021)年においてもその傾向は変わらず、国全体で見れば、平成20(2008)年をピークに、2060年には約9,300万人まで減少するとの推計があります。羽村市においても平成22(2010)年の57,772人をピークに2045年には約41,000人となる推計値が示されています(国立社会保障・人口問題研究所の推計)。その一方で、「人生100年時代」に突入したといわれています。

令和元(2019)年12月ごろまでの社会変化として、まずは急速な技術革新が挙げられます。第4次産業革命ともいわれるSociety5.0がすでに到来したともいわれ、ICT、AI、ビッグデータ等の活用が進んでいます。また、ワーク・ライフ・バランス、働き方改革とも相まった雇用環境の変化も進みました。終身雇用制度が崩れかけ、人生100年時代にも関連して定年延長も求められています。

一方で、グローバル化が一層加速し、人々の生活圏が拡大しています。そのような中、平成27(2015)年には国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。17の国際目標の下に169のターゲットと232の指標が定められ、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指しています。

令和2(2020)年初頭、新型コロナウイルス感染症が世界を席卷し、世界の情勢を一気に変えることになりました。

日本では、2月中旬ごろからじわじわと影響を与え始め、3月上旬からは小中高等学校等が一斉休業に入りました。また、4月7日には政府から緊急事態宣言が発出され、国民全体が「ステイホーム」の状態となりました。5月25日に宣言が解除されると(東京都の期間)、徐々に社会生活が動き出しましたが、「マスク着用」「3密回避」「ソーシャルディスタンス」「手指消毒」等の「新しい日常」での生活再開でした。

しかし、その後も終息の兆しは見えず、令和3(2021)年2月からワクチン接種が始まるものの、経済活動に大きな影響を及ぼし、また医療機関や医療関係者へも多大なダメージを与えました。4度の緊急事態宣言を経た10月以降、感染状況は一応の落ち着きをみせていますが、今後も予断を許さない状況です。

(2) 羽村市における新型コロナウイルス感染症への対応と「学び」への影響

羽村市内でも、令和2（2020）年4月からの緊急事態宣言の期間中、児童・生徒の「学びの保障」を担保する取組みが展開されました。各学校でのそれぞれの取組みとして、Webサイトを活用したメッセージや課題の提示を進めたほか、まったく新しいものとしてYouTubeなどを活用した動画の配信が挙げられます。

学校教育におけるコロナ禍の最大の影響としては、GIGAスクール構想の前倒し全面実施があります。児童・生徒1人1台の端末整備を実現するためのICT環境の整備が一気に進みました。学校再開後の分散登校時に実施された少人数による授業は、教育環境の面で新たな視点を示唆することになりました。また、多くの学校行事や課外活動が変更や中止となり、夏休み期間が短縮されるなど、これまでに体験したことのない状況の中、さまざまな知恵と工夫により、「新しい日常」の中での教育活動を展開してきました。

社会教育施設の対応としては、対人・対面を活動の軸としてきたところもあり、緊急事態宣言下での閉館中はこれまでの活動が制限されてしまいましたが、再開後には、感染拡大防止策を十分に取りながら、徐々に活動が広がりました。オンラインの活用面では、Wi-Fi環境、情報セキュリティに関連したパソコンの利用、Web会議システムに係るアカウントの問題など、当初はさまざまな課題が生じたものの、次第に改善され、YouTube等を利用した動画配信による講座の開催やリモート会議の活用など、「学び」を止めないための新たな活動が広がり、「デジタル・デバイドの解消」につながっています。

しかしながら、感染拡大防止のために、これまで地域のコミュニケーション醸成の一助となっていた夏まつりや産業祭、市民体育祭をはじめ、市民の学習成果の発表の場となっている文化祭なども、次々と中止になりました。社会教育施設においても、施設貸出しの制限、事業の延期や中止、参加者・利用者の人数制限などの対応を強いられ、学びの場の提供面で大きな影響を及ぼしました。

2度目の緊急事態宣言では、小中学校の休業もなく、市内の社会教育施設の臨時休館も行われませんでした。開館時間の短縮や入館者の減員などの対応を余儀なくされました。宣言解除後も、すぐに通常に戻すことはせずに、感染拡大防止策を講じながらの段階的な対応となりました。

令和3（2021）年4月25日からの3度目と7月12日からの4度目の緊急事態宣言においても、引き続き市内の社会教育施設については、開館時間や利用人数などの利用制限が実施され、社会教育活動に大きな影響を及ぼしました。

また、令和2（2020）年夏に開催が予定されていた東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は1年延期され、令和3（2021）年7月にオリンピックが開催されました。当初、羽村市スポーツセンターから羽村市動物公園までの走行を予定していた東京2020オリンピック聖火リレーは中止されました。キルギス共和国のホストタ

ウンとなり、多くの市民が、同国の国歌・民族音楽や生活様式、料理などキルギス文化の理解を深め、市民交流をはじめとした受入れ準備をしてきた同国男子柔道ナショナルチームの事前キャンプも残念ながら中止となりました。

市内小中学校の児童・生徒は事前にオリンピック・パラリンピックについて学習を深めましたが、やはり会場での観戦は断念しました。

しかしながら、これまでの数々の取組みは、オリンピック・パラリンピックのレガシーとして、今後、さまざまな場面に生きてくると期待されます。

(3) これからの生涯学習の方向

新型コロナウイルス感染症対策により、今後の生涯学習の方向性も不透明さが増していますが、ここを転機に大きな変革を生み出すことも可能となっています。

令和2(2020)年9月、中央教育審議会生涯学習分科会は、第10期の議論の整理として「多様な主体の協働とICTの活用で、つながる生涯学習・社会教育～命を守り、誰一人として取り残さない社会の実現へ～」を発表し、新型コロナウイルス感染症に関する状況を踏まえた生涯学習・社会教育の在り方についての方向性を示しました。新しい時代の生涯学習・社会教育の広がりと充実に向けて、「新しい時代の学びの在り方」「『命を守る』生涯学習・社会教育」を掲げ、推進のための方策として「学びの活動をコーディネートする人材の育成・活用」「新しい技術を活用した『つながり』の拡大」「学びと活動の循環・拡大」「個人の成長と社会の発展につながるリカレント教育の推進」「各地の優れた取組の支援と全国展開」をポイントとしています。

これからの生涯学習の方向としては、「新しい日常」を前提にSDGsを念頭に置いた「社会的包摂性」をキーワードとして、人生100年時代に対応するための「地域のつながりづくり・人づくり」「学び直しと学びの循環」、新たな技術に対応するための「リテラシー（活用能力）の獲得」「更なるデジタル・デバイドの解消」などが考えられます。特に、「新しい日常」を受けて、これからの学びは「オンラインによる学習」と「対面による学習」の両者の組み合わせによる「ハイブリッド・ラーニング」が加わった新たな学びになると考えられています。

第2 国の動き

■中央教育審議会生涯学習分科会「第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」（平成25（2013）年1月）

第6期生涯学習分科会において、今後の生涯学習・社会教育の振興に関する具体的方策について審議が行われ、「議論の整理」として取りまとめられました。社会教育行政の今後の推進の在り方について、「今後、社会教育行政は、社会のあらゆる場で地域住民同士が学びあい、教えあう相互学習等が活発に行われるよう環境を醸成する役割を一層果たしていくことが必要。このため、今こそ、従来の『自前主義』から脱却し、首長部局・大学等・民間団体・企業等とも自ら積極的に効果的な連携を仕掛け、地域住民も一体となって協働して取組を進めていく、ネットワーク型行政の推進を通じた社会教育行政の再構築を行っていくことが必要」と示されました。

■第2期教育振興基本計画の策定（平成25（2013）年6月）

平成25（2013）年6月、国は「第2期教育振興基本計画」（平成25年度～平成29年度）を策定し、今後の社会の方向性として「『自立』『協働』『創造』の実現に向けた生涯学習社会の構築」を掲げ、「社会を生き抜く力の養成」「未来への飛躍を実現する人材の養成」「学びのセーフティネットの構築」「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」を教育行政の4つの基本的方向性として位置付けました。

■地方教育行政制度の改革（平成27（2015）年4月）

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正が行われました。

教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置や「総合教育会議」の設置、教育に関する「大綱」を首長が策定すること等が定められました。

■持続可能な開発目標（SDGs）の採択（平成27（2015）年9月）

平成27（2015）年9月、国連サミットにおいて、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すため、2030年を年限とする17の国際目標が全会一致で採択されました。「普遍性」「包摂性」「参画型」「統合性」「透明性」という特徴が挙げられています。

日本においても、行政機関や企業、関係団体等でさまざまな取組が行われています。

■中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」（平成 27（2015）年 12 月）

この答申では、今後の地域における学校との協働体制の在り方について、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進すること、そのために従来の学校支援地域本部等の地域と学校の連携体制を基盤に、新たな体制として「地域学校協働本部」を全国に整備すること等が提言されています。また、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の目的として、学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていく役割の明確化や設置の努力義務化など、一層の推進を図るための、制度面・運用面の改善とあわせ、財政的支援を含めた条件整備等の方策を総合的に講じること等が提言されています。

■障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の施行（平成 28（2016）年 4 月）

平成 26（2014）年 1 月に批准した、障害者の生涯学習の確保が規定されている「障害者の権利に関する条約」を受けて、障害者の不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供を求める法律が施行されました。学校教育・社会教育やスポーツ、文化などの生涯学習についても合理的配慮が求められています。

■中央教育審議会答申「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について」（平成 28（2016）年 5 月）

答申の第二部で、国民一人ひとりの生涯を通じた学習を支援することにより、国民の「学ぶ意欲」を支えることが重要であるとし、具体的には、多様な学習機会と再チャレンジ可能な環境の整備等のための基盤となる生涯学習プラットフォームの形成などが提言されています。

また、社会全体の教育力の向上のための学校・家庭・地域の連携のための仕組みづくりとして、身近な地域における家庭教育支援や学校支援の仕組み・放課後の居場所づくり、社会教育施設等のネットワーク化などが提言されています。

■ 小・中学校学習指導要領の改訂（平成 29（2017）年 3 月）

■ 高等学校学習指導要領の改訂（平成 30（2018）年 3 月）

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、学習指導要領が改訂されました。

新しい教育課程は、「主体的・対話的で深い学び」（アクティブラーニング）の視点からの授業改善やカリキュラム・マネジメントの推進、小学校外国語科の新設等が盛り込まれ、小学校では令和 2（2020）年度、中学校では令和 3（2021）年度、高等学校では令和 4（2022）年度から、それぞれ実施されています。

■ 地域と学校の協働体制の構築に向けた法改正（平成 29（2017）年 4 月）

平成 27（2015）年 12 月の中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」を受け、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、各教育委員会に対して、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みである「学校運営協議会」の設置が努力義務化されました。

また、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進するため、社会教育法が改正され、同活動に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定が整備されました。

■ 「特別支援教育の生涯学習化に向けて」の発出（平成 29（2017）年 4 月）

平成 29（2017）年 4 月 7 日、障害のある方々が、特別支援学校卒業後においても、生涯を通じて教育、文化、スポーツ等のさまざまな機会に親しみ、学び、交流できるよう支援していく姿勢を示すため、文部科学大臣メッセージとして、「特別支援教育の生涯学習化に向けて」が発出されました。

■ 「社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の施行について」の通知（平成 30（2018）年 2 月）

社会教育主事資格に関する文部科学省令が改正され、任用資格である「社会教育主事」に加え、社会教育主事講習・養成課程修了者に対し、新たに「社会教育士」の称号が創設され、令和 2（2020）年 4 月から新たなカリキュラムがスタートしました。

■第3期教育振興基本計画の策定（平成30（2018）年6月）

国の「第3期教育振興基本計画」（平成30年度～令和4年度）は、第2期教育振興基本計画において掲げた「自立」「協働」「創造」の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、人生100年時代や超スマート社会（Society5.0）の到来といった、2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方を示すものです。

教育を通じて生涯にわたる一人ひとりの「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組むとし、今後の教育政策に関する基本的な5つの方針が示されました。

■中央教育審議会答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」（平成30（2018）年12月）

地域における社会教育の意義や果たすべき役割について検討し、『社会教育』を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり」が重要であるとしています。その上で、新たな社会教育の方向性として「開かれ、つながる社会教育の実現」が提示され、具体的方策として、「住民の主体的な参加のためのきっかけづくり」「ネットワーク型行政の実質化」「地域の学びと活動を活性化する人材の活躍」が示されました。また、今後の社会教育施設に求められる役割を施設種別ごとに整理し、公立社会教育施設の所管に関する考え方を取りまとめました。

■学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議報告「障害者の生涯学習の推進方策について」（平成31（2019）年3月）

平成29（2017）年4月7日の文部科学大臣メッセージを受けて有識者会議が設置され、「生涯学習の確保」に向けた検討を行い、誰もが、障害の有無に関わらず共に学び、生きる共生社会を目指す方策が示されました。

文部科学省では、この報告を受け、令和元（2019）年7月、「障害者の生涯学習の推進方策について」を発出し、文部科学省における障害者の学びに関する当面の強化策を示すとともに、都道府県・市町村に対しても「期待される取組」を示し、障害者の生涯学習の推進に向けて協力依頼を行いました。

■首相が全国すべての小中高校に臨時休業要請（令和2（2020）年2月27日）

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部で安倍内閣総理大臣が発言し、令和2（2020）年3月2日から小学校、中学校、高等学校等などは春休みに入るまで臨時休業とするよう要請する考えを示しました。

■全都道府県に対し緊急事態宣言発出（令和2（2020）年4月7日）

令和2（2020）年4月7日、政府は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、緊急事態宣言を発出しました。その後、感染拡大地域が広がっていることから、緊急事態宣言の対象が全国に拡大されました。宣言により、不要不急の外出抑制やテレワークの実施、店舗や施設の休業等の要請が行われました。5月25日、全国すべての緊急事態宣言が解除されました。

■中央教育審議会生涯学習分科会「第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」（令和2（2020）年9月）

第10期生涯学習分科会において、社会の変化や課題を踏まえた新しい時代の生涯学習・社会教育の在り方を議論の端緒として審議が行われ、「議論の整理」として「多様な主体の協働とICTの活用で、つながる生涯学習・社会教育～命を守り、誰一人として取り残さない社会の実現へ～」が取りまとめられました。大きく変化した社会状況を踏まえ、社会や個人、家庭などのそれぞれの場面においても、豊かで安心して暮らすことのできる社会を目指し、新しい技術を積極的に取り入れ、感染症や自然災害等に対して「命を守る」学びの必要性を説き、「つながり」の重要性について述べられています。

■緊急事態宣言の再発出（令和3（2021）年1月7日）

政府は、令和3（2021）年1月8日からの緊急事態を宣言しました。当初2月7日までとされていた東京都の宣言解除は、3月21日まで延長されました。前年4月の宣言発出時とは異なり、学校休業は回避されましたが、開館時間の変更要請により、社会教育施設の運営も制限されました。

■「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」を閣議決定（令和3（2021）年2月9日）

平成30（2018）年12月に成立した「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（「成育基本法」）に基づき、基本方針が策定され閣議決定されました。この基本方針では、成育医療等の提供に関し、学校教育及び生涯学習による教育・普及啓発についての基本的な事項も示されています。

■緊急事態宣言の再々発出（令和3（2021）年4月22日）

東京都においては令和3（2021）年4月12日から5月11日までを期間とするまん延防止等重点措置が講じられていましたが、感染の拡大に歯止めがかからない中、4月25日から5月11日までの3度目の緊急事態宣言が発出されました。今回は、再び店舗や施設の休業や営業時間の短縮等が要請され、美術館・博物館・動物園なども休園しました。宣言は6月20日まで延長され、引き続きまん延防止等重点措置に移行しました。

■4度目の緊急事態宣言発出（令和3（2021）年7月12日）

令和3（2021）年7月12日、東京都に4度目の緊急事態宣言が発出されました。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の期間を挟み、最終的に9月30日まで延期されましたが、この間、変異株による感染拡大が日本各地で起きました。

第3 東京都の動き

■東京都教育ビジョン（第3次）の策定（平成25（2013）年4月）

平成25（2013）年4月、東京都は「東京都教育ビジョン（第3次）」を策定しました。東京都教育ビジョン（第3次）は、東京都の教育振興基本計画として位置付けられています。「社会全体で子供の『知』『徳』『体』を育み、グローバル化の進展など変化の激しい時代における、自ら学び考え行動する力や社会の発展に主体的に貢献する力を培う」ことを基本理念とし、平成25（2013）年度からの5年間を中心に、東京都が今後中・長期的に取り組むべき教育の基本的な方向性と主要施策を示しました。

■東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定（平成25（2013）年9月）

平成25（2013）年9月、2020年のオリンピック・パラリンピック競技大会を東京で開催することが決定しました。

教育の分野においても、オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、障害者スポーツの振興や芸術文化教育・ボランティア教育の充実、国際理解教育や外国人の児童・生徒への適切な対応などが求められました。

■東京都教育施策大綱の策定（平成27（2015）年11月）

平成27（2015）年11月に、東京都は「総合教育会議」における協議を経て、東京都知事が「東京都教育施策大綱～『世界一の都市・東京』で活躍する子供たちのために～」を策定し、東京都長期ビジョンで掲げる10年後の東京で活躍する子どもたち、さらには、その先の2040年代の社会を支える子どもたちを育成するため、特に重要で優先的に取り組むべき7つの重点事項を示しました。

■東京都生涯学習審議会建議「今後の教育環境の変化に対応した地域教育の推進方策についてー地域教育プラットフォーム構想の新たな展開ー」（平成28（2016）年2月）

この建議では、「学校と地域の連携」や「チーム学校」等教育改革の動向を踏まえ、企業・NPO等の広域的な社会資源のネットワークを通じた今後の教育支援方策が提言されました。今後東京都が進めるべき「地域教育」推進の在り方として、小中学校区レベルで、学校・家庭・地域が連携・協働する仕組みづくりなどを挙げています。また、教育環境の変化に対応した地域教育プラットフォーム構想の新たな展開について取り組むべきことは、「地域・社会の教育力の向上」「社会的自立を促す教育」「不登校・中途退学対策」の3点であるとしています。

■東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）の策定（平成28（2016）年4月）

平成28（2016）年4月に、東京都教育委員会は、「東京都教育ビジョン（第3次）」の一部を改定し、「東京都教育施策大綱」の策定、東京2020大会の開催決定、学習指導要領改訂に向けた国の教育改革の動向等を踏まえ、今後、中・長期的に取り組むべき基本的な方向性と主要施策を示しました。

■東京都教育施策大綱の策定（平成29（2017）年1月）

平成29（2017）年1月に、東京都知事が教育委員会と議論を重ね、「東京都教育施策大綱～東京の輝く未来を創造する教育の実現に向けて～」を策定し、東京の将来像とそれに伴う目指すべき子どもたちの姿を掲げ、その実現に向けて特に優先的に取り組むべき8事項を提示しました。

■東京都生涯学習審議会建議「『地域と学校の協働』を推進する方策について」（平成31（2019）年2月）

平成30（2018）年2月に義務教育段階での「地域と学校の協働」を推進していくための方策について審議した内容を「中間のまとめ」として公表し、地域と学校の協働に向け、地域コーディネーターを核に現在都内各地で取り組まれている学校支援地域本部や放課後子供教室、地域未来塾を一体的取組みに発展させていく方向を示すとともに、地域コーディネーターの諸活動をバックアップする役割を担う統括コーディネーターを区市町村単位で配置することを提案しています。

平成31（2019）年2月の建議では、「地域教育」の必要性（持続可能な地域コミュニティづくり、元気高齢者の社会参加）を提示するとともに、地域コミュニティづくりの拠点としての学校の機能に着目し、その機能向上に関する考え方、都立高校等における「地域学校協働」推進の意義及び今後の取組みの考え方を整理しています。また、学校敷地内に元気高齢者をはじめとした地域交流拠点の設置（コミュニティハウス）、不登校等の課題を抱える都立高校生への学びのセーフティネットづくり（生徒が安心して、生活や進路について相談できる「居場所」を学校外に設置）を提案しています。

■東京都教育ビジョン（第4次）の策定（平成31（2019）年3月）

「東京都教育ビジョン（第4次）」は、平成31（2019）年度から令和5（2023）年度までの5年間で、東京都教育委員会として取り組むべき基本的な方針とその達成に向けた施策展開の方向性を示した「教育振興基本計画」として策定したものです。

学校と家庭、地域・社会の英知を結集し、子どもたちのために一体となってさまざまな取り組みや実践を展開するため、都内公立学校教職員をはじめとするすべての教育関係者の「羅針盤」として位置付けられています。

■「未来の東京」戦略ビジョンの策定（令和元（2019）年12月）

目指す2040年代の東京の姿として20の「ビジョン」と2030年に向けた20の「戦略」を提示し、政策面からの視点である3C（「地域＝Community」「子ども＝Children」「長寿＝Chōju」）を、戦略の核に据えた長期戦略を策定しました。「セーフシティ」「ダイバーシティ」「スマートシティ」が進化し、「成長」と「成熟」が両立した未来の東京を実現していくとしています。

■東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催延期決定（令和2（2020）年3月）

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響のため、令和2（2020）年7月から9月にかけて予定されていた、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は、翌年への延期が決定されました。

■東京都教育施策大綱の策定（令和3（2021）年3月）

これまでに策定された東京都教育施策大綱を引き継ぎ、東京の目指す教育として「誰一人取り残さず、すべての子供が将来への希望を持って、自ら伸び、育つ教育を目指して」を掲げた新たな東京都教育施策大綱を策定しました。この大綱では、「東京の目指す教育」の実現に向けて、基軸となる3つの「学び」を掲げ、「東京型教育モデル」を提唱しています。

■東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催（令和3（2021）年7月～9月）

新型コロナウイルス感染症によるパンデミックのために延期されていた東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が、1年遅れで開催されました。感染拡大の影響により、開会式をはじめ競技のほとんどが無観客となる異例の大会となりました。

㊦4 羽村市の動き㊦

＜羽村市の動き＞

■羽村市教育委員会「教育部」を「生涯学習部」に改称（平成24（2012）年4月）

生涯学習基本計画を策定し、市全体で生涯学習施策を推進していくことを明確にするため、教育委員会の「教育部」を「生涯学習部」に改称しました。

■小中一貫教育を完全実施（平成24（2012）年4月）

羽村市における小中一貫教育は平成23（2011）年度に施設隣接型の羽村第三中学校区で先行実施していましたが、平成24（2012）年度からは、施設分離型の羽村第一中学校区と羽村第二中学校区で実施され、市内全中学校区で小中一貫教育が始まりました。

■羽村市生涯学習基本条例の制定（平成24（2012）年6月）

羽村市における生涯学習に関する基本的な理念や市、市民及び団体等の役割を明らかにするなど市全体で生涯学習の推進に取り組み、生涯学習社会の実現を目指すことを目的に制定されました。

■『羽村市史』編さん事業を開始（平成25（2013）年4月）

市のあゆみを記録として残し、市の歴史を市民と共有することで、市民の郷土羽村に対する理解と愛着を深め、先人が築き発展させてきた思いと歴史を次代に継承し、貴重な遺産を新たな「はむら」の創造につなげていくことを目的として『羽村市史』を編さんすることとし、教育委員会に担当を設けました。平成26（2014）年4月、担当を市長部局に移し、これまでに「資料編」6冊を刊行しています。

■天皇皇后両陛下下行幸啓（平成25（2013）年5月）

平成25（2013）年5月31日午後、天皇皇后両陛下が武蔵野陵ご参拝の帰路、羽村市郷土博物館を行幸啓されました。

■第68回国民体育大会の開催（平成25（2013）年9月）

第68回国民体育大会は、本大会としては54年ぶりに東京都で開催されました。今大会は多摩・島しょ地域を中心に都内全域で開催され、羽村市ではスポーツセンターを会場に平成25（2013）年9月29日から10月2日にかけてバレーボール競技（成年女子）が実施され、熱戦が繰り広げられました。

■羽村市における東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に関する取組基本方針の策定（平成 28（2016）年 5 月）

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、「連携・協力による大会気運の醸成」「市民スポーツの振興及びスポーツを通じた健康づくりの推進」「まちの魅力の発信及び産業の活性化」「文化芸術の振興及びグローバル人材の育成」「来訪者にもやさしいまちづくりの推進」を柱とした取組基本方針を定めました。

■第五次羽村市長期総合計画後期基本計画の策定（平成 29（2017）年 2 月）

「自立と連携」を基本理念とし、羽村市が目指す将来像を「ひとが輝き みんなでつくる 安心と活力のまち はむら」とした第五次羽村市長期総合計画後期基本計画を策定しました。計画期間のまちづくりにおいて、さまざまな場面で羽村市が輝く自治体となり、市に暮らし・活動する人が輝いていくためのプロジェクトとして、7つのテーマからなる「はむら 輝（かがやき） プロジェクト」を定め、組織横断の取組みを積極的に推進していくとしています。

基本目標 1 生涯を通じて学び育つまち【子ども・生涯学習の分野】

基本目標 2 安心して暮らせる支えあいのまち【福祉・健康の分野】

基本目標 3 ふれあいと活力のあふれるまち【市民生活・産業の分野】

基本目標 4 ひとと環境にやさしい安全で快適なまち【環境・都市整備の分野】

（計画期間：平成 29 年度～令和 3 年度）

■羽村市生涯学習基本計画後期基本計画の策定（平成 29（2017）年 3 月）

■羽村市教育大綱の策定（平成 29（2017）年 3 月）

平成 27（2015）年 4 月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」改正に合わせ、市では、羽村市総合教育会議において、市長と教育委員会が協議を重ね、羽村市教育大綱として羽村市生涯学習基本計画後期基本計画を位置付けることとしました。

■新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための小中学校臨時休業（令和 2（2020）年 3 月）

令和 2（2020）年 2 月 27 日の首相要請を受け、3 月 3 日から市内の小中学校全校で臨時休業となりました。当初は春休みとなる 3 月 25 日までの予定でしたが、緊急事態宣言の発出を受け、春休みが明けた後も 5 月 6 日まで延長され、さらに 5 月 31 日まで延長されました。6 月 1 日以降、分散登校等の経過措置を挟み、順次通常授業へと移行しました。

■緊急事態宣言等の発出による生涯学習施設の閉館時間の変更等（令和2（2020）年4月、令和3（2021）年1月、令和3（2021）年4月、令和3（2021）年7月）

緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の発出により、市内の生涯学習施設においては、休館、閉館時間の変更、貸出・学校開放の中止・時間変更、事業の中止・延期等の感染防止対策を実施しました。この間、羽村市の生涯学習活動は大きな影響を受けました。

■羽村市自然休暇村清里・八ヶ岳少年自然の家閉館（令和3（2021）年3月）

平成元（1989）年4月に、山梨県北巨摩郡高根町（現北杜市）清里に開設した羽村市自然休暇村について、令和3（2021）年3月31日をもって閉館しました。

＜計画の策定＞

第五次羽村市長期総合計画における分野別・個別計画として位置付けられている各種計画のうち、生涯学習と関連あるものについて掲出しています。

○学校教育の分野

■羽村市小中一貫教育基本計画の改定（平成27（2015）年1月）

平成21（2009）年度に策定した羽村市小中一貫教育基本計画について、計画期間が経過したため改定を行い、義務教育9年間の継続した指導体制づくりを進めました。改定した「羽村市小中一貫教育基本計画」は第2次計画として位置付けています。

（計画期間：平成27年度～平成31年度）

■第3次羽村市小中一貫教育基本計画の策定（令和2（2020）年2月）

「生きる力を育むために」の考えを基本として、4つの目標に向かって、小中一貫教育への取組みを推進することにより“生きる力”を育んでいきます。

基本目標1 豊かな心の育成

基本目標2 確かな学力の育成

基本目標3 個性の伸長と資質・能力の向上

基本目標4 家庭・地域・学校が築く教育の推進

（計画期間：令和2年度～令和6年度）

○社会教育の分野

■第二次羽村市子ども読書活動推進計画の策定（平成24（2012）年3月）

平成17（2005）年3月に「羽村市子ども読書活動推進計画」を策定し、改訂計画を経て、子どもの読書活動をさらに進めるべく、「第二次羽村市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

（計画期間：平成24年度～平成28年度）

■第三次羽村市子ども読書活動推進計画の策定（平成29（2017）年3月）

子どもが自主的に読書活動を行う環境を整えるため、学校、家庭、地域、図書館それぞれにおいて、子どもの読書活動を推進するための課題を明らかにし、市と市民、関係機関が連携して取り組む諸方策を示した「第三次羽村市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

（計画期間：平成29年度～令和3年度）

■羽村市スポーツ推進計画の策定（平成27（2015）年3月）

「スポーツを通じた 健康づくり まちづくり」を基本理念に、スポーツによる健康の保持増進、体力の向上及びスポーツ活動における市民相互のふれあいによるまちづくりを実現するための基本目標や具体的な施策を示しました。

（計画期間：平成27年度～令和3年度）

○子育ての分野

■羽村市子ども・子育て支援事業計画の策定（平成27（2015）年3月）

「子育てや 子どもの育ちを あたたく支えるまち はむら」を基本理念として、羽村市次世代育成支援行動計画の取組状況等を踏まえた上で、「子どものための教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」を円滑に実施し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して策定しました。

（計画期間：平成27年度～平成31年度）

■第2期羽村市子ども・子育て支援事業計画の策定（令和2（2020）年3月）

「羽村市子ども・子育て支援事業計画」（第1期計画）の基本理念を引き継ぎ、第1期計画期間中の実績や幼児教育・保育の無償化等の社会情勢の変化を踏まえるとともに、必要な見直しを加えて策定しました。

本計画の策定にあたっては、国が市町村に策定の努力義務を課している子ども・若者計画、子どもの貧困対策計画の内容を包含するものとしています。

（計画期間：令和2年度～令和6年度）

○福祉・健康の分野

■羽村市健康増進計画「健康はむら 21（第二次）」の策定（平成 27（2015）年 3 月）

市では、平成 17（2005）年 3 月に「健康はむら 21」を策定し、生活習慣病を予防し、心の健康を保つことで、市民が高齢期になっても元気で生き生きと暮らせる地域社会の実現を目指し、市民の健康づくりに取り組んできました。この計画を見直し、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の予防など新たな分野への対策が生じたことから、前計画の理念を継承し、「すべての市民が生涯にわたり健康で明るく元気で生活できる地域社会」の実現を目指し、更なる市民の健康づくりを支援するために改定しました。

（計画期間：平成 27 年度～令和 6 年度）

○その他の分野

■羽村市産業振興計画の策定（平成 28（2016）年 3 月）

市では、これまで工業・商業・農業・観光の各分野で、それぞれの計画を策定していましたが、本計画は、これらの計画を新たな産業振興計画として一体的な計画に体系付けたものです。それぞれの方向性を示し、各産業分野において活性化に向けた各種施策を推進するとともに、各産業分野が横断的に連携することによって、相乗的に市内産業全体が発展することを目指します。

生涯学習との関連においては、就業支援の充実、市内産業等に関する学習機会の充実、農業に関する体験学習機会の充実を図っていきます。

（計画期間：平成 28 年度～令和 3 年度）

<社会教育委員の会議提言>

■市民や団体等が学んだ成果を地域や社会に還元できる仕組みの構築について（社会教育委員の会議提言）（平成 28（2016）年 3 月）

市が「循環型の生涯学習」の実現を目指す上で重要となる、「還元できる仕組み」を構築するために求められるものについて提言がなされました。「コーディネーターの設置」「市民と社会教育施設との協働の発展」「学習機会の提供の充実」の 3 つの主要項目を挙げ、社会教育委員が感じる現状と課題及びそれに対する必要な施策が述べられています。

■人生 100 年時代における新しい地域づくりを進めるための社会教育について（社会教育委員の会議提言）（令和 2（2020）年 3 月）

今回の提言では、人生 100 年時代の到来により、長い人生を豊かに過ごすための「学び」が自己完結するものではなく、学びを通じた多くの人とのつながりがさまざまな地域の課題に対応できる力を生み出すと考え、「社会教育」を中心とした「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」の 3 点に整理して検討し、現状と課題を分析した上で今後取り組むべき方策について述べています。

第5 市民ワークショップ

羽村市の「宝」や「未来に残していきたいもの（こと）」などを、参加者同士で話しなが
ら見つけ、10年後の羽村市の姿を一緒に考えていく「羽村市の10年後を考える
市民ワークショップ」を開催しました。

全体のテーマを「見つけよう、あなたの理想の未来の^{まち}羽村」として、3回にわたり
実施しました。

第1回：開催日 令和2（2020）年10月17日（土）
テーマ 「考えよう！羽村市の“宝”や“未来に残していきたいもの（こと）”、
市の強み」
参加者 12人

第2回：開催日 令和2（2020）年10月30日（金）
テーマ 「考えよう！10年後の羽村市の姿」
参加者 13人

第3回：開催日 令和2（2020）年11月8日（日）
テーマ 「考えよう！10年後の羽村市の姿を目指してできること」
参加者 13人

第1回では、羽村市の「強み」「弱み」や「チャンス」「ピンチ」などを整理して、
理想の未来への「種」を見つけました。第2回では、その種を活かした10年後の羽
村市で、「こんなことができたらいいな」という理想の生活を考えました。第3回で
は、第2回で考えた理想の生活を実現するための方法を、行政の役割、企業・団体等
の役割、個人の役割という視点から考えました。

市民の「学び」に関して、次のような意見が出されました。

- ◇施設・歴史資産などはたくさんあるが、その活用が不十分である
- ◇きれいなコーヒーショップで読書がしたい
- ◇隠れた人材が多いので、地域での活用が期待できる
- ◇高齢者や障害者を含めて、働きたい人が働くことができる社会を実現したい
- ◇国際的なまち、多文化共生が実現した社会をつくりたい
- ◇あらゆる人たちが動きやすい、創造的なまちづくりができればいい
- ◇学び直しのチャンスが欲しい
- ◇休日はスポーツをしながら暮らせるまちになればいい
- ◇ゆとりぎでのライブや講演会をもっとPRできないか
- ◇情報発信力を、さまざまな世代に届くように高める 等

このワークショップは、第六次羽村市長期総合計画の策定に活用されており、市民
の「学び」に関する意見は、本計画でも活用しています。

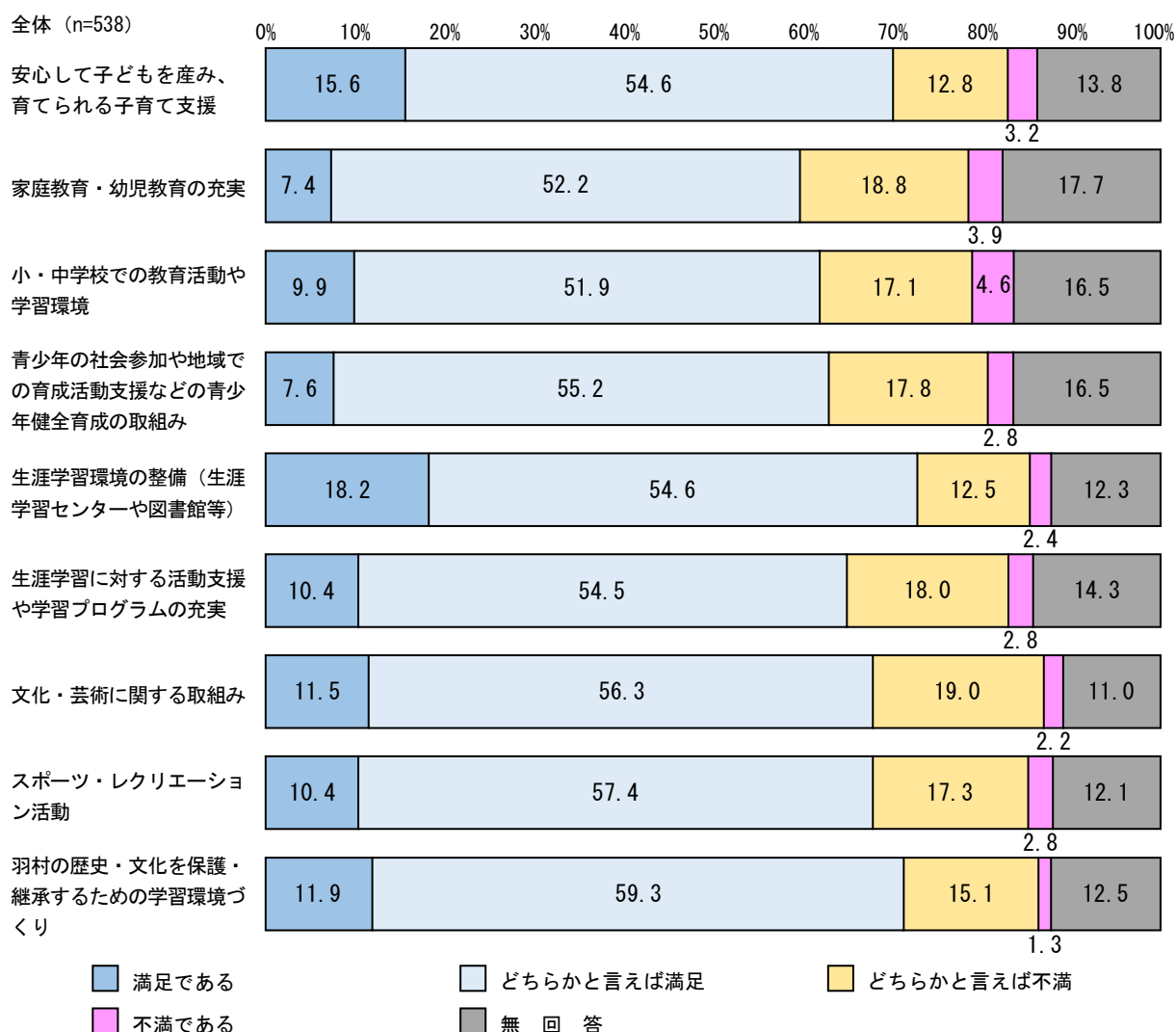
第6 令和2年度羽村市市政世論調査

市では、市民の皆さまのご意見や多様なニーズを把握するため、令和2（2020）年度に市政世論調査を実施しました。この調査では、「市民の意識」として、市で取り組んでいるさまざまな施策に対する「満足度」と「重要度」を回答いただきました。回答を第五次羽村市長期総合計画に掲げられている基本目標ごとに分析しています。生涯学習に関する基本目標は、「基本目標1：生涯を通じて学び育つまち」になります。また、各分野別の項目などにもお答えいただきました。

調査結果は、次のとおりとなりました。

1 「基本目標1：生涯を通じて学び育つまち」に対する満足度・重要度

①満足度

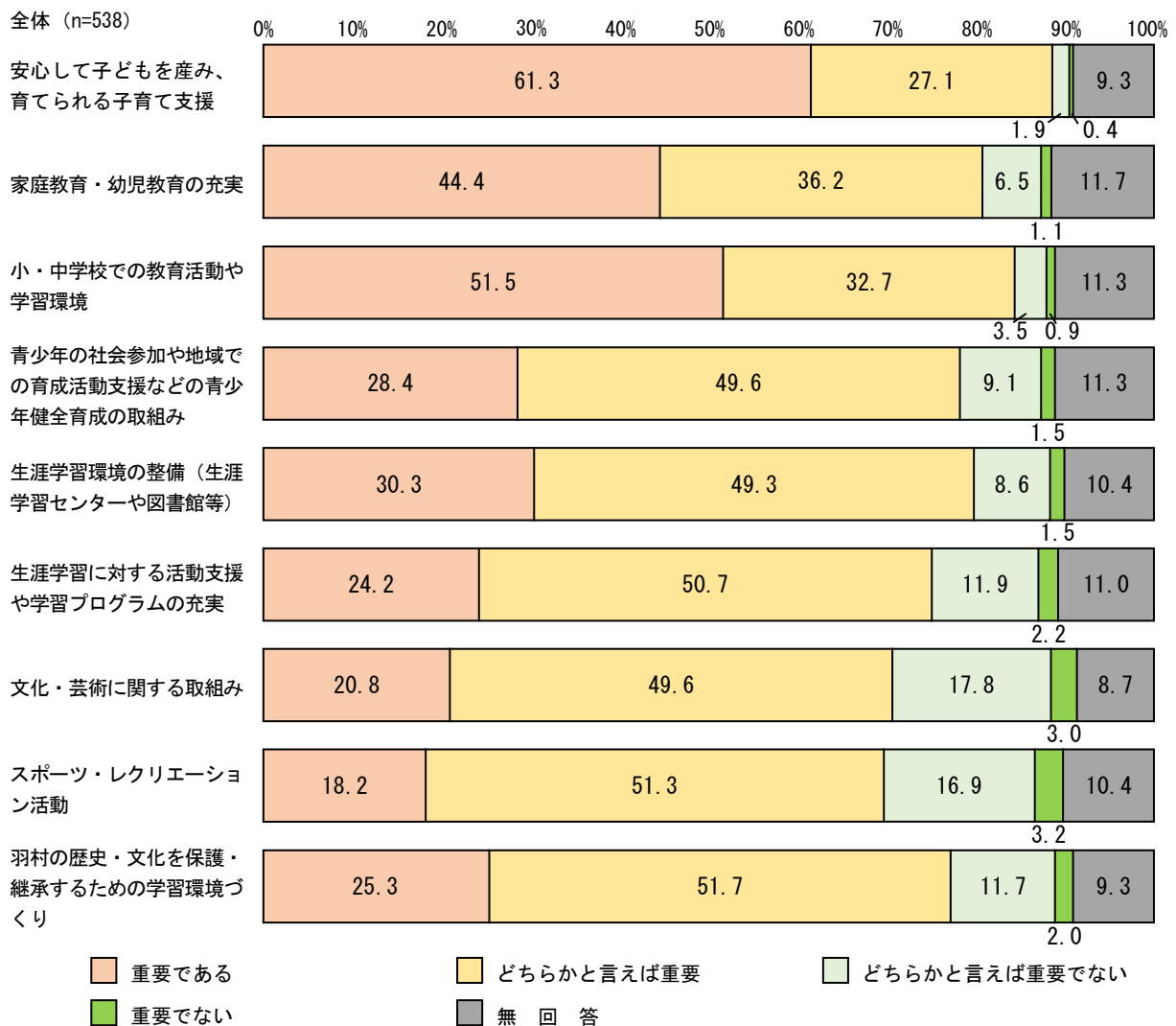


「満足である」と「どちらかと言えば満足」の割合が高いものをみると、「生涯学習環境の整備（生涯学習センターや図書館等）（72.8%）」、「羽村の歴史・文化を保護・継承するための学習環境づくり（71.2%）」及び「安心して子どもを産み、育てられる子育て支援（70.2%）」の3項目が70%を超えています。

次いで、「スポーツ・レクリエーション活動（67.8%）」、「文化・芸術に関する取組み（67.8%）」、「生涯学習に対する活動支援や学習プログラムの充実（64.9%）」、「青少年の社会参加や地域での育成活動支援などの青少年健全育成の取組み（62.8%）」、「小・中学校での教育活動や学習環境（61.8%）」が60%台で続いています。

一方、「不満である」と「どちらかと言えば不満」の割合をみると、「家庭教育・幼児教育の充実（22.7%）」、「小・中学校での教育活動や学習環境（21.7%）」、「文化・芸術に関する取組み（21.2%）」が21%を超えています。

②重要度



「重要である」と「どちらかと言えば重要」の割合が高いものをみると、「安心して子どもを産み、育てられる子育て支援（88.4%）」が最も高く、次いで「小・中学校での教育活動や学習環境（84.2%）」、「家庭教育・幼児教育の充実（80.6%）」で、いずれも80%を超える数値となっています。

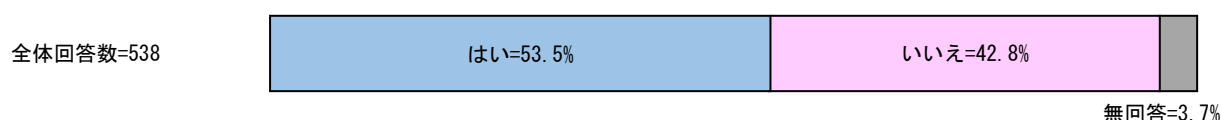
また、「生涯学習環境の整備（生涯学習センターや図書館等）（79.6%）」、「青少年の社会参加や地域での育成活動支援などの青少年健全育成の取組み（78.0%）」、「羽村の歴史・文化を保護・継承するための学習環境づくり（77.0%）」が次いで高く、70%台後半となっています。

一方、「重要でない」と「どちらかと言えば重要でない」の割合をみると、「文化・芸術に関する取組み（20.8%）」及び「スポーツ・レクリエーション活動（20.1%）」がそれぞれ20%台であり、やや高くなっています。

2 「生涯学習」に関する調査結果

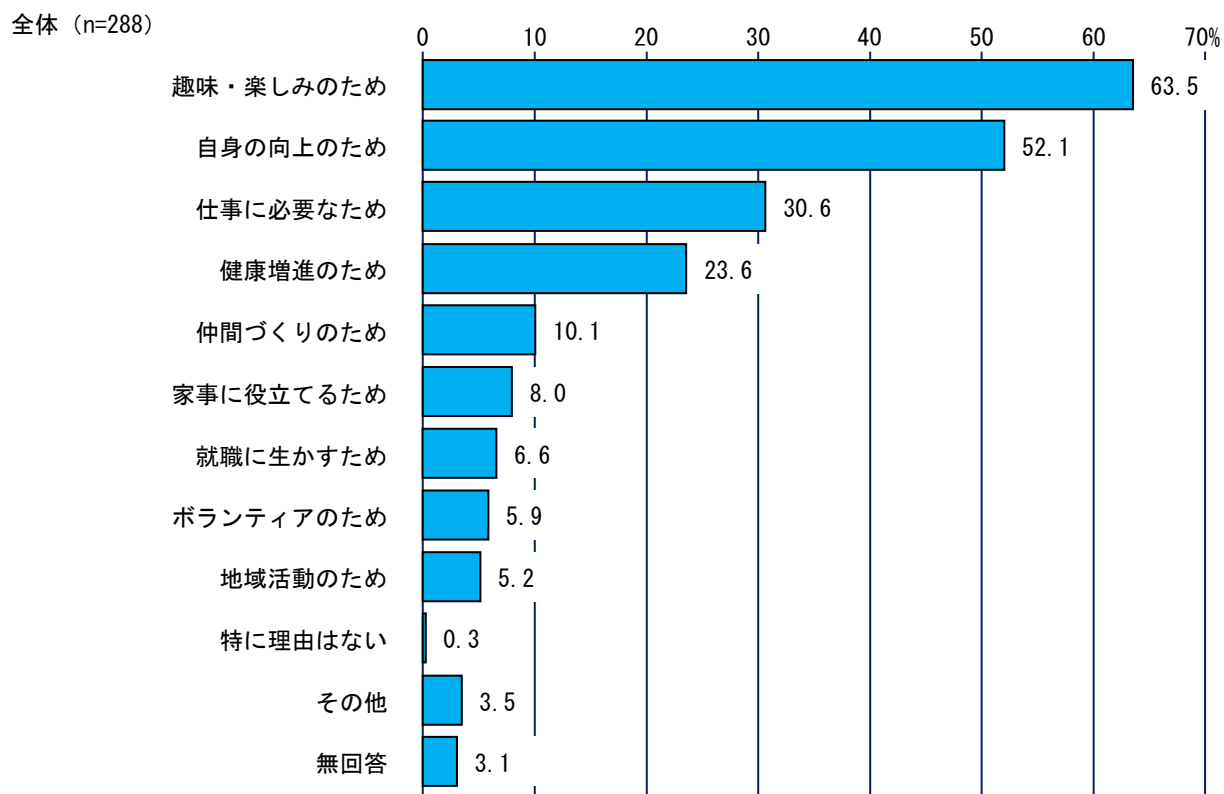
①「学び」に関する活動の実施

この1年間に「学び」に関する活動を行った人は53.5%と半数強を占めています。



②「学び」を行う目的

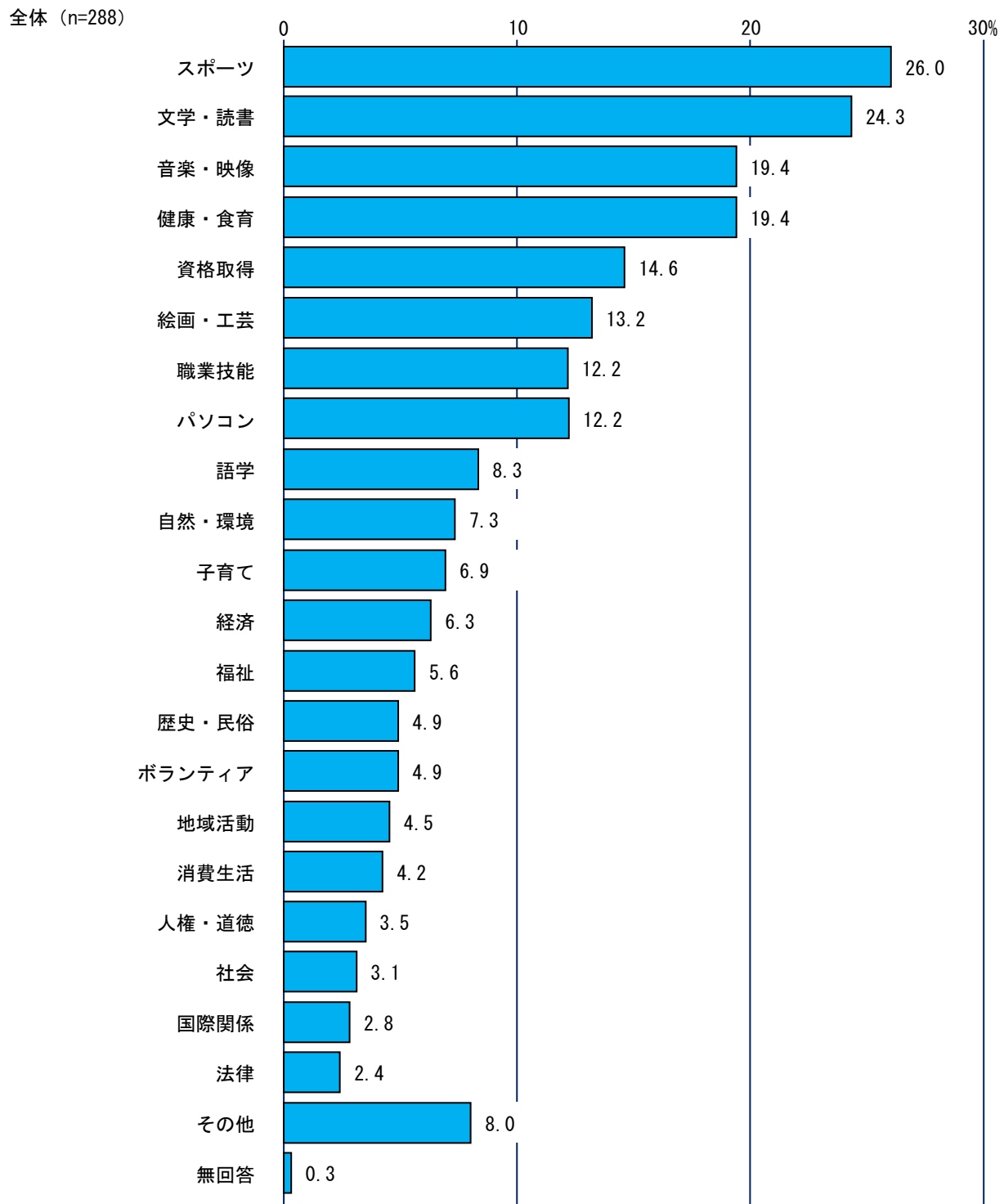
「学び」に関する活動を行った人の目的をみると、「趣味・楽しみのため」(63.5%)と「自身の向上のため」(52.1%)の2つが多くなっており、以下、「仕事に必要なため」(30.6%)と「健康増進のため」(23.6%)が続いています。



※2 つ以上の回答を要する質問のため、回答比率の合計は100%を超えます。

③「学び」の分野

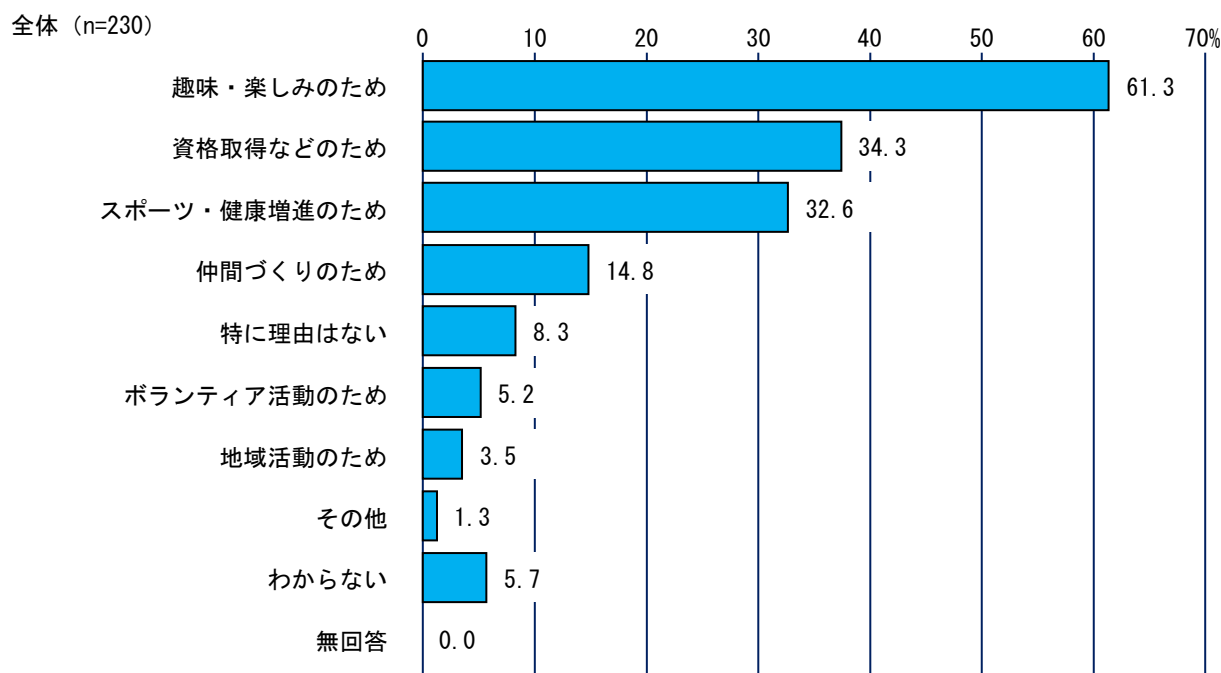
「学び」に関する活動を行った人の分野をみると、「スポーツ」(26.0%)、「文学・読書」(24.3%)が20%以上でやや多くなっており、「音楽・映像」と「健康・食育」(19.4%)が続き、全体的には多岐にわたる分野の「学び」に関する活動が行われています。



※2 つ以上の回答を要する質問のため、回答比率の合計は100%を超えます。

④これからの「学び」に取り組むための目的

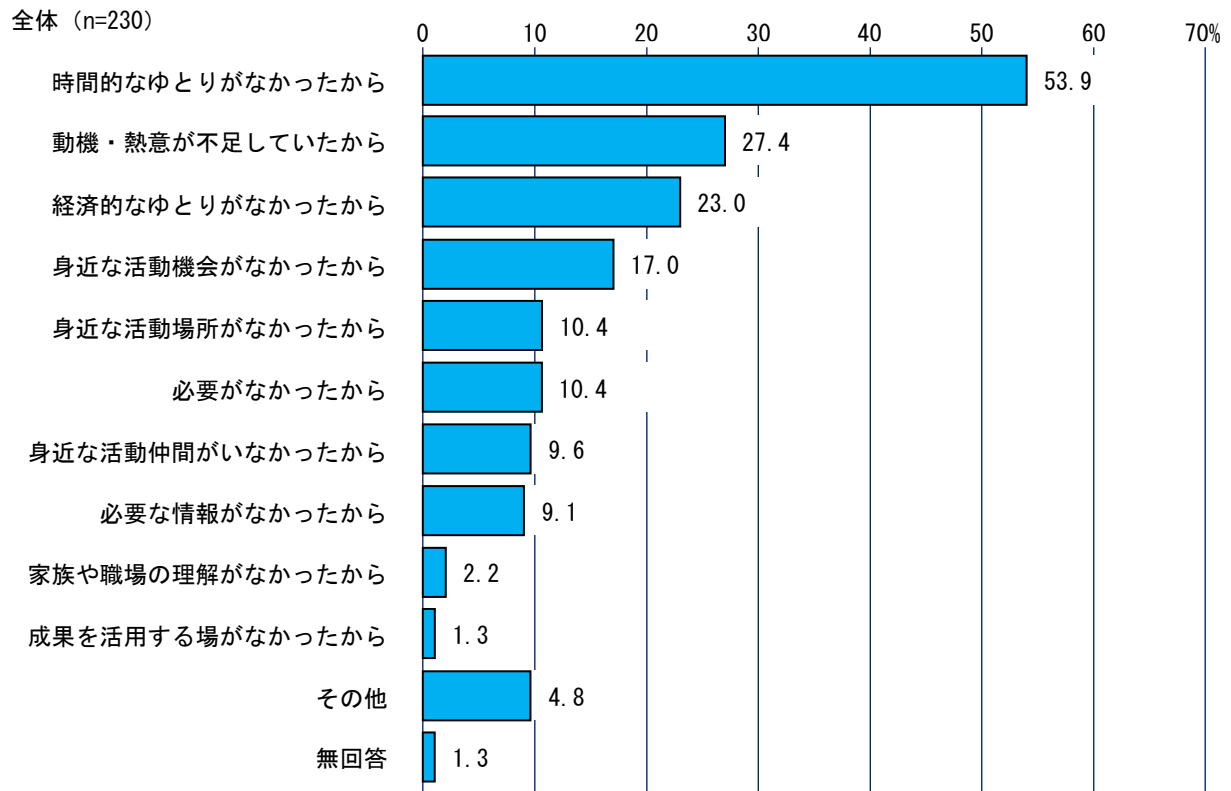
この1年間に「学び」に関する活動を行ったことがない人の「学び」に取り組む場合の目的をみると、「趣味・楽しみのため」を挙げる人が61.3%と多数を占めています。次いで、「資格取得などのため」(34.3%)、「スポーツ・健康増進のため」(32.6%)が続いています。



※2 つ以上の回答を要する質問のため、回答比率の合計は100%を超えます。

⑤「学び」に取り組まなかった理由

この1年間に「学び」に関する活動を行ったことがない人でその理由をみると、「時間的なゆとりがなかったから」が53.9%と半数を占め、次いで、「動機・熱意が不足していたから」(27.4%)と「経済的なゆとりがなかったから」(23.0%)が20%台で続いています。



※2つ以上の回答を要する質問のため、回答比率の合計は100%を超えます。

第7 羽村市社会教育関係団体アンケート結果

羽村市内で活動している社会教育関係団体登録団体のうち、学習・文化系団体に対する令和3（2021）年度の登録更新時に行ったアンケートの結果では、活動する中で
の思いなどが浮き彫りになりました。

なお、調査時点である令和2（2020）年度の登録団体数は、96 団体となっています。

①令和3年度の登録を更新しますか

はい=77 団体	いいえ =10 団体	無回答 =9 団体
----------	---------------	--------------

更新しない理由としては、団体構成会員数の減が挙げられています。

登録更新を行うとした団体のうち、アンケートの回答があった団体は 75 団体であり、以下の集計結果の母数（n）は 75 団体となります。

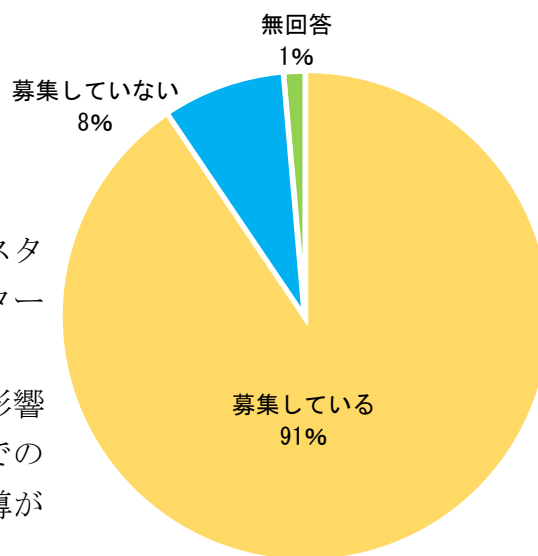
②新規会員を募集していますか

募集している	68 団体
募集していない	6 団体
無回答	1 団体

募集の方法としては、口コミやチラシ・ポスター、広報紙・機関紙のほか、SNS などのインターネット媒体が活用されています。

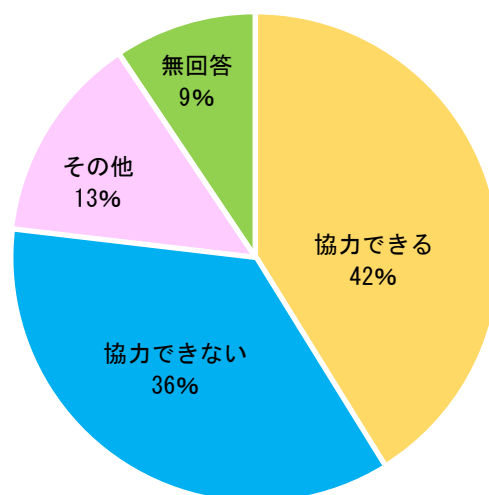
募集していない理由としては、コロナ禍の影響を挙げる団体が目立つものの、「現在の人数での活動が適している」や「人数が多くなると指導が行き届かない」などの理由もありました。

新規会員の募集の問題点に関しては、「年齢差により新しい人が入りにくい」「若い世代に入ってもらいたい接点がない」などの年齢に関すること、活動時間や活動人口、会費負担などが挙げられていました。また募集方法についても、効果的な周知が難しいなどの問題点が挙げられていました。



③生涯学習初心者講座などで、講師としてご協力いただけますか

協力できる	31 団体
協力できない	27 団体
その他	10 団体
無回答	7 団体



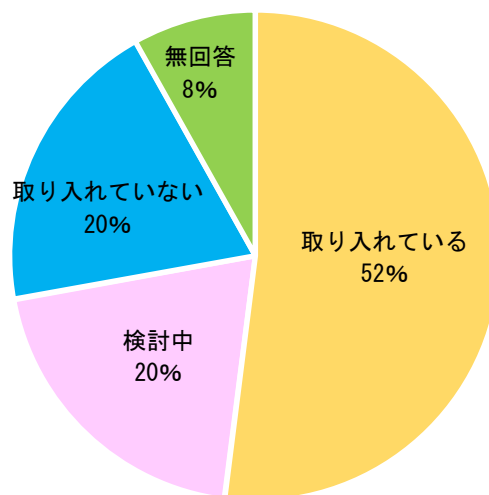
羽村市生涯学習基本計画後期基本計画において、「循環型生涯学習の推進」を掲げ、施策・事業の展開を図ってきましたが、実際に団体において活動している立場からのご意見をお聞きしました。

協力できる団体とできない団体の数が拮抗していますが、その他の回答をされた団体でも、「都合が合えば協力できる」「グループ内の有志なら可能かもしれない」などがありました。

協力できない理由としては、団体活動を自らの学びとして完結されている方が多く、「講師に教わっているのに自分が教える立場にはない」という思いが強く感じられました。

④新型コロナウイルス感染症の影響により新しい形の活動を取り入れていますか

取り入れている	39 団体
検討中	15 団体
取り入れていない	15 団体
無回答	6 団体



新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のために、約 4 分の 3 の団体が何らかの対応を取る、または取ろうとしていることがわかります。以前に活動していた部屋からより広い部屋へ移り、その分の経費負担が増えたとの回答がありました。

また、Zoom などの Web 会議システムの活用により、活動を継続しようとしている団体の現状をうかがい知ることができました。

コロナ禍を逆手に取った活動も生まれてきていることがわかります。

それぞれの団体が創意工夫を凝らして活動の継続に腐心している姿が浮かんでいきます。

第8 羽村市生涯学習基本計画後期基本計画の取組みと成果

羽村市生涯学習基本計画後期基本計画では、「楽しく学び つながり 活かす 生涯学習」とする基本理念を実現するため、市が目指す生涯学習の目標を「循環型生涯学習の推進」「生涯学習を通じたまちづくり」と定め、7つの基本施策のもと27の施策に137の主な計画事業を位置付け、それぞれの個別事業を展開してきました。

計画の進行管理にあたっては、庁内組織として「羽村市生涯学習推進委員会」を設置するとともに、第三者及び連携・協力者の視点から点検・評価を行う「羽村市生涯学習基本計画推進懇談会」とも連携するなど、あらゆる視点から意見をいただきました。

なお、後期基本計画を総括するにあたり、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う事業の中止・延期・縮小など事業の評価に影響を及ぼす事例も多く生じました。

目標に掲げた「循環型生涯学習の推進」については、「地域人材の育成」「学習成果の活用場の提供」「生涯学習コーディネート機能の構築」に取り組みました。

多様化・高度化する市民ニーズに対応するため、関係各課や生涯学習関連施設において多くの講座や講習会、展示、鑑賞事業、体験事業を実施してきました。また、市内で活動する各種団体の自主的な活動に対して支援を行い、活動の活発化を促し団体会員の知識や技能の向上を図りました。

地域人材の持つ専門的な知識や技能を地域社会に還元するために、人材バンク登録制度を活用し、講師の紹介や派遣を行ってきました。さらに、市民活動団体やボランティア団体等との協働により、多くの事業を企画運営し、市民の学習機会の拡大に努めました。

これらの人材や学習成果の活用場を有機的に結び、効果的な学習につなげるためには、生涯学習コーディネート機能を担う人材とその組織化も必要になりますが、生涯学習センターゆとろぎでの活動が軌道に乗ったものの、市全体への展開としては準備段階にとどまっており、今後も引き続き取り組む必要があります。

2つ目の目標とした「生涯学習を通じたまちづくり」については、子育てや福祉、健康、環境、産業、防災、教育等の分野で特色あるテーマを持った事業を展開し、多彩な学習プログラムを提供してきました。また、当初令和2（2020）年に予定されていた東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とする「オリンピック・パラリンピック」を共通のテーマとした事業の展開を図りました。

市民のまちづくりへの参画には郷土に関心を持つことが重要であることから、市の公式サイトやSNSを活用し、市民が市の魅力や特色を知るための事業を展開しました。また、市の歴史や文化について、郷土博物館資料や市史編さん事業で得られた資料と知見を活かした学習機会を提供しました。

後期基本計画の基本施策における主な取組みと成果は次のとおりです。

基本施策1 家庭・地域で育てる子どもたちへの支援

主に乳幼児期から少年期とこの年代に関わるライフステージの市民を対象とした事業を実施しました。家庭と地域の子育て力向上のため、各種講座の開催や相談事業の充実を図るとともに、平成29(2017)年度に子育て世代包括支援センター「羽っぴー(はっぴー)」を開設し、総合的な支援を実施しました。また、地域の力を活かした学校づくりのため、地域が主体となった学校への支援を進め、人材の確保と活用を図るとともに、学校支援地域本部コーディネーターや学習コーディネーターを配置し、学校支援地域本部を活用しました。さらに、子どもたちの生きる力の基礎を培い、成長できるよう支援するために、環境学習を含めた体験学習の充実を図りました。地域教育シンポジウムも開催し、地域ぐるみで子どもの成長の見守りについて考える機会としました。

基本施策2 子どもたちの生きる力の育成

主に少年期の子どもたちを対象とした事業を実施しました。確かな学力の育成のため、小中一貫教育の一層の充実を図りました。ICT社会に対応するための情報活用能力の育成を図り、GIGAスクール構想の実現に向けて、児童・生徒1人1台の端末整備を行いました。小中一貫教育では、「羽村学(郷土学習)」「人間学(キャリア教育)」「親学(家庭教育講座)」などの特色ある教育を推進するとともに、「特色ある学校づくり交付金」を活用した教育活動の充実を図りました。また、多様なニーズに応じた特別支援教育に対応するための特別支援教育支援員の配置やユニバーサルデザインによる授業づくりなどの事業を推進しました。関係機関と連携した「はばたきファイル」を活用した適切な就学を促しました。さらに、読書活動や人権教育、道徳教育、芸術文化活動などを通じて、子どもたちの豊かな心を育成しました。運動に親しむ機会を充実させ、食を通じた子どもの健全育成を図り、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたさまざまな取組みなどを通じて、健全な心身の成長を支援しました。子どもたちの成長には、発達や学びの連続性を意識した教育内容や指導等が必要なため、就学前教育と小学校教育の滑らかで確実な接続を図る幼稚園・保育園と小学校の関係者による連携・協力を充実しました。

基本施策3 生涯を通したスポーツ実践への支援

青年後期から高齢期を中心として乳幼児期から高齢期にわたるほぼすべての市民を対象とした事業を実施しました。NP0法人羽村市体育協会や一般社団法人はむら総合型スポーツクラブはむすぼ、スポーツ推進委員協議会等と連携・協働した生涯スポーツ、地域スポーツの活動支援を行いました。活動の拠点となるスポーツ施設の改修

なども適宜実施してきましたが、バリアフリー化など、一部の施策に課題が残っています。また、スポーツ活動の充実を図るため、体育協会やはむすぼのほか、社会教育関係団体に登録しているスポーツ団体に対しても支援を実施するほか、正しい指導方法を習得した指導者の育成にも取り組みました。さらに、障害者が自主的・自発的かつ積極的にスポーツに参加しやすくなるよう、障害者スポーツの普及啓発、環境整備などを推進しました。

基本施策4 羽村らしい芸術文化の振興

少年期から高齢期の市民を対象とした事業に取り組むとともに、乳幼児期の子どもたちに対しても芸術文化に触れる事業を実施しました。これらの事業は、羽村市生涯学習センターゆとろぎを核として、生涯学習関連施設間の連携を図りながら展開しました。また、芸術文化活動を担う団体に対して活動支援を実施するとともに、新たな団体の育成も支援しました。これら文化芸術団体の要である羽村市文化協会に対しては、安定した活動を保証するための支援を実施しました。一方で、市の歴史・文化を伝え、貴重な郷土の資料を保存活用している郷土博物館においては、随時常設展示の更新を図るとともに、特定のテーマによる企画展を開催するなど、市民の郷土を学ぶ学習環境を充実させました。また、自らが研究し市民へ還元する環境を充実させ、人材の育成を図りました。平成25（2013）年度からの市史編さん事業においても、新たな発見や解釈が得られており、郷土の歴史・文化・自然について理解を深めることができました。

基本施策5 生涯を通した読書活動の展開

少年期から高齢期の市民を対象とした事業に取り組むとともに、乳幼児期の子どもたちに対しても図書に触れる事業を実施しました。これらの事業は、羽村市図書館を中心に、小中学校や健康課などとも連携を図りながらライフステージに応じて展開しました。読み聞かせやブックスタート事業は、親子で本に親しむ機会として大きな効果が得られています。「読書手帳」の活用は、少年期を中心に、読書の習慣化が図られました。図書館では蔵書冊数が増加し、子どもたちの調べ学習に対応できるような資料の充実が図られました。新たな蔵書管理・貸出システムを導入し、図書館利用者の利便性の向上が図られました。学校図書館においても学校図書館総合管理システムが小学校全校で運用され、機能の充実が図られました。

基本施策6 現代社会に求められる生涯学習への支援

「情報化」「国際化」「高齢化」「企業・事業所等との連携」「就労への活用」「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」等の課題に対応した事業を展開しました。社会の急激な変化は生涯学習の分野にとどまらず、また随時新たな変化が生じて

おり、適切な対応を図りながら成果を得つつ、第二次羽村市生涯学習基本計画へ引き継ぐ事業も多くなっています。

基本施策7 学習環境と支援体制の充実

「生涯学習情報の提供」「学習活動をつなぐしくみづくり」「地域人材が活躍する生涯学習」に関する事業を実施しました。基本施策6とも関連する「情報化」の発展に伴い、従来の紙ベースの広報・周知のほかに、SNSなどのツールの活用も進められており、即時性を有した情報発信の充実が図られました。また、団体・個人の生涯学習に関する情報を集約し提供することで、市民が自ら適切な学習機会を選択し、学習を進めることができる環境整備を図りました。「つなぐ」は後期基本計画の目標にも掲げられた循環型の生涯学習を実現するために重要な仕組みであることから、後期基本計画での取組みを活かしながら第二次羽村市生涯学習基本計画へ継続していきます。

ここに挙げられた成果については、より一層の成果が挙げられるように、また、課題については、その内容を精査し、確実に成果が挙げられるよう、スクラップ&ビルドも考慮しながら工夫を加え、第二次羽村市生涯学習基本計画に活かしていきます。

第2部

第二次羽村市生涯学習基本計画

第1章 計画の概要

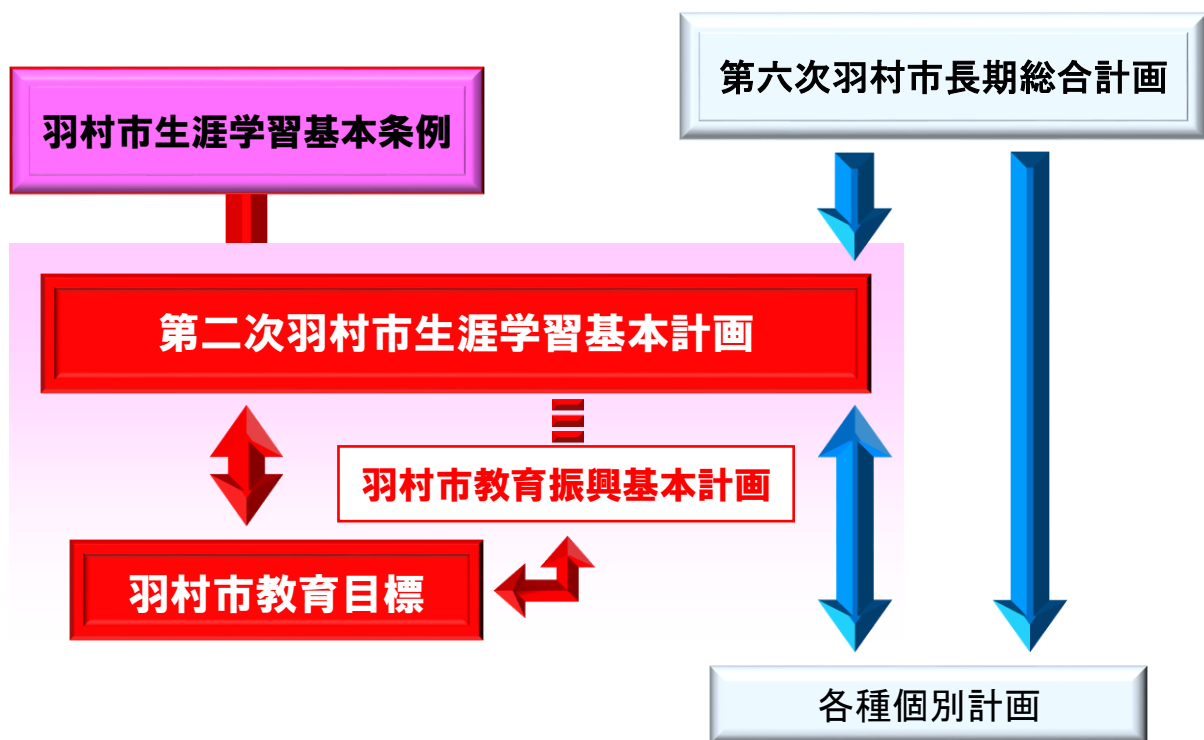
第1 計画の位置付け

生涯学習基本計画は、羽村市生涯学習基本条例第6条に基づき策定することとしています。市では、平成24（2012）年度に「羽村市生涯学習基本計画」を策定し、生涯学習の推進を図ってきました。この計画が令和3（2021）年度に終了するため、令和4（2022）年度を始期とする「第二次羽村市生涯学習基本計画」を策定しました。

本計画は、市の総合的なまちづくりの指針である「第六次羽村市長期総合計画」（計画期間：令和4年度～令和13年度）との整合を図り、生涯学習分野の分野別計画としています。

また、第六次羽村市長期総合計画の個別・分野別計画として位置付けられる諸計画とも、幅広い生涯学習関連施策を、学ぶ人の視点から連携・整合を図っています。

教育の振興のための施策に関する市の基本的な計画として、教育基本法第17条第2項に定める「教育振興基本計画」の内容も包含しています。

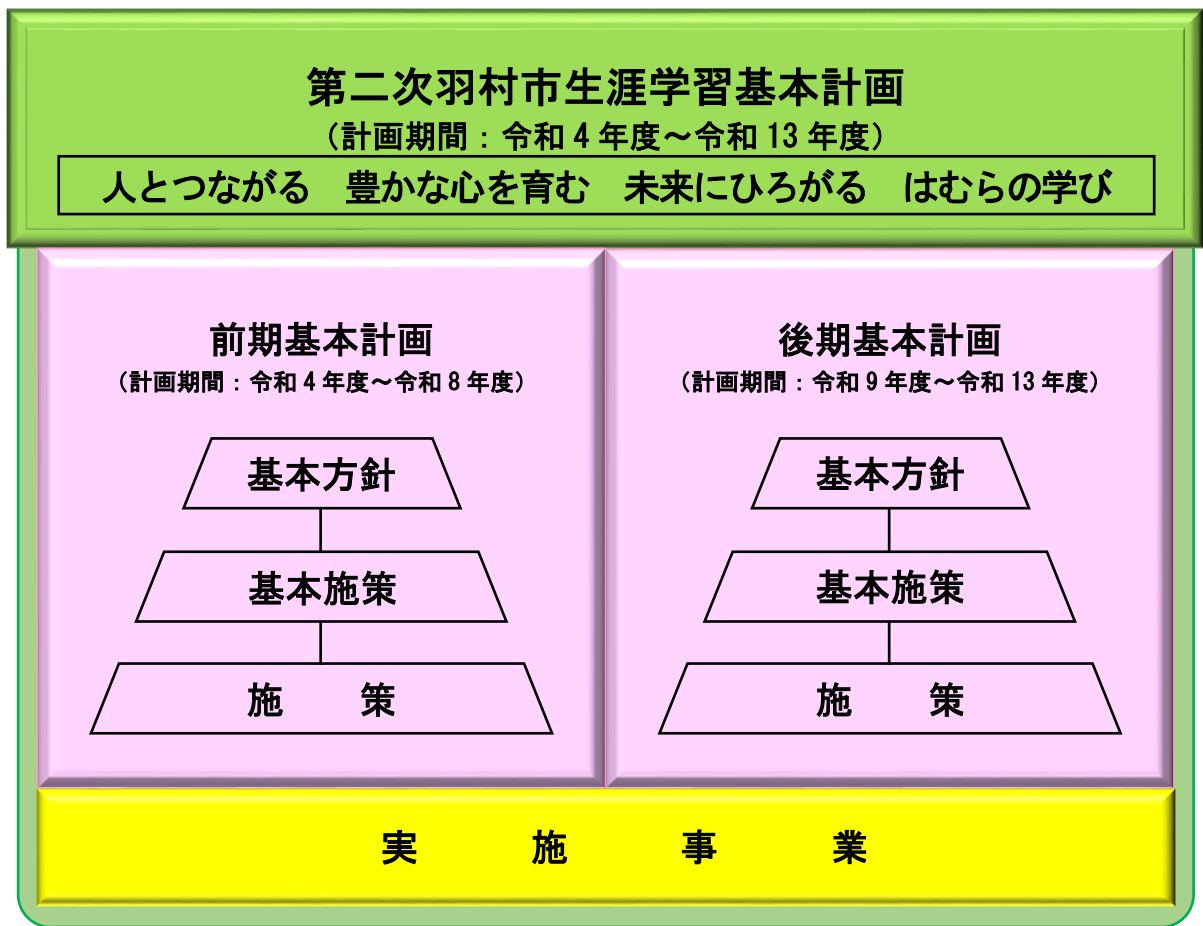


計画の位置付け

第2 計画の構成と期間

第二次生涯学習基本計画全体の計画期間は、令和4（2022）年度から令和13（2031）年度までとします。令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までを「前期基本計画」とし、令和9（2027）年度から令和13（2031）年度までを「後期基本計画」とします。

また、「前期基本計画」の方向を示す「基本方針」を策定し、基本施策・施策を定めます。令和8（2026）年度にはそれまでの計画の実施状況を踏まえて計画の見直しを行い、「後期基本計画」を策定します。



計画の構成

	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
羽村市が目指す 生涯学習の姿	第二次羽村市生涯学習基本計画 人とつながる 豊かな心を育む 未来にひろがる はむらの学び									
基 本 計 画	前期基本計画 基本方針					後期基本計画 基本方針				
実 施 事 業	個別事業の進行管理・ローリング									

計画期間

第2章 羽村市が目指す生涯学習の姿

第二次羽村市生涯学習基本計画では、羽村市生涯学習基本条例における基本理念を体现するため、羽村市が目指す生涯学習社会の姿として、「人とつながる 豊かな心を育む 未来にひろがる はむらの学び」を掲げ、推進していきます。

人とつながる 豊かな心を育む 未来にひろがる はむらの学び

学びはさまざまに関連し、連携し、受け継がれ、それが地域の文化や伝統となっていきます。学びを通じて感じる羽村らしさ、地域を思う気持ちが「ふるさと意識」を醸成し、自分を認めることにもつながります。先人たちが築いてきた「わがまち 羽村」をこれからの時代を生きる今の子どもたちへとつないでいきます。そして、市民が自ら楽しく学ぶことができる生涯学習を推進します。

人とつながる

多様な市民が共に学び合い、学びを通じて人と人、人と地域がつながり、また、今の世代から次の世代へと学びがにつながる生涯学習を目指します。

豊かな心を育む

自らが自らを認める思い、他者を認める思いが育まれることで、多様な価値観を受け入れることのできる豊かな心が醸成されていきます。市民一人ひとりがさまざまな学習活動や社会参加活動などを通じて、楽しさを実感できるとともに、自己肯定感を高め、心の豊かさを育むことができる生涯学習を目指します。

未来にひろがる

新しい技術や社会を背景にした学びの環境を整備し、市民一人ひとりがそれぞれの学びを実現できるようにするとともに、主体的な活動によりその学びが地域に大きくひろがり、ヒトやモノが大きく成長し、未来にひろがるような生涯学習を目指します。

はむらの学び

第3部

第二次羽村市生涯学習基本計画前期基本計画

第1章 基本方針

第1 基本方針

羽村市民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも学ぶことができる持続可能な環境を整え、多様な人々が共に学び合い尊重し合える学びを展開するとともに、学び直しと学びの循環や学びの場の提供と更なる広がりに向けた、学びを地域で活かしながらの不易な仕組みづくりを進めます。

また、これまでの学びの姿に加えて、社会情勢に対応した新たな学びやその方法に対しても、最適な学びにチャレンジできる機会を創出します。

第二次羽村市生涯学習基本計画前期基本計画においては、先に掲げた「羽村市が目指す生涯学習の姿」を体現するために、次のとおり基本方針を定めました。

基本方針1 誰一人取り残さない学びを展開します

基本方針2 学びをつなげる仕組みを構築します

基本方針3 時代の変化に対応する学びを提供します

Ⅱ 体系図

基本方針に掲げた3つの柱のもと、4つの基本施策を立てるとともに、基本施策を達成するための具体的な施策を10項目設定して、計画を推進していきます。

人とつながる 豊かな心を育む 未来にひろがる はむらの学び	基本方針	基本施策	施策
	【基本方針1】誰一人取り残さない学びを展開します 【基本方針2】学びをつなげる仕組みを構築します 【基本方針3】時代の変化に対応する学びを提供します	基本施策1 子どもたちの育成	施策1 家庭教育の支援
			施策2 子どもたちの教育の推進
		基本施策2 地域資源の活用	施策3 自らを高める体験学習の充実
			施策4 地域人材が活躍できる場の充実
			施策5 羽村の歴史と文化の保護・継承
		基本施策3 多様な学習の展開	施策6 芸術文化の振興
			施策7 スポーツ・レクリエーション活動の推進
			施策8 生涯を通した読書活動の展開
			施策9 現代的・社会的課題に対応する学習の推進
		基本施策4 生涯学習の支援	施策10 学習環境と支援体制の充実

第3 基本計画ページの見方



基本施策

計画実現に向けた柱となる項目

施策

基本施策に基づき進めていく内容

方針

施策ごとの方向性

現状と課題

施策ごとの現状と課題

事業の方向性

施策の方針に沿って、課題を解決するために実施する事業の方向性

実施事業

事業の方向性に沿った、それぞれの具体的な事業については、毎年度に実施事業計画を立て、着実に実施していきます。



第2章 基本施策と施策

△△基本施策1 子どもたちの育成△△

施策1 家庭教育の支援

方針

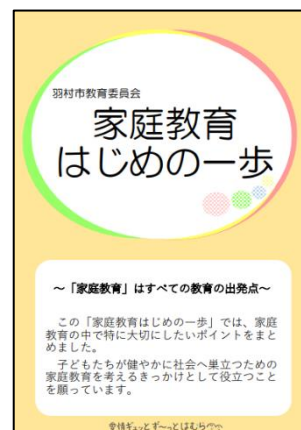
「家庭教育」はすべての教育の出発点と捉え、保護者が家庭教育の担い手として主体的に子育てを行うことができ、保護者の抱える不安が軽減されるよう、適切な情報や学習の機会の提供を充実します。

現状と課題

核家族化や共働き世帯の増加、地域とのつながりの希薄化、ライフスタイルの多様化等、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。子育てに関する不安や負担、孤立感を感じる保護者もいます。

市では、妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センターを設置し、家庭や地域における子育て力の向上を図っています。特に、乳幼児期は心身の発達が著しく、人格形成の基礎が培われる時期であり、子どもの健やかな成長と発達に応じた保護者の適切な関わりを促すために、母子保健や育児・食育に関する講座の開催等、さまざまな学習の機会を提供しています。

また、家庭教育について学習する講座や交流を通して互いに学び合う親子参加型事業、地域の子育て支援に関し意識啓発を図るための講演会等を実施しています。さらに、子どもたちが健やかに社会へ巣立つための家庭教育を考えるきっかけとなるリーフレットとして「家庭教育ははじめの一步」を作成しました。今後も、家庭教育の大切さについて保護者の認識を高められるよう、きめ細やかな支援を進めていくことが必要です。



事業の方向性

○保護者の学習機会の充実

乳幼児期から学齢期の子どもを育てる保護者に対して、引き続き母子保健や育児・食育に関する講座や相談等を実施します。

○保護者同士の交流機会の充実

子育てに関する新たな気付きや不安解消につなげられるように、保護者同士が気軽に情報交換を行うことができる機会を充実します。

○市民への意識啓発

家庭教育は、子どもたちが健やかに社会に巣立つための必要な学びであることを広く周知します。



施策2 子どもたちの教育の推進

方針

9年間の義務教育を系統的に継続したきめ細やかな指導を積み重ねることで、基礎的・基本的な学力を身につけさせるとともに、自立した子どもたちを育て、大きく変化する社会の中で生きる力の土台をつくります。

現状と課題

学習指導要領が全面実施となり、教育行政を取り巻く環境は、大きな変革期を迎えています。1人1台端末を活用した教育など、環境の変化に適時・適切に対応した新しい教育の環境整備が求められています。市では、小中一貫教育を学校教育の礎とし、9年間の義務教育の中で児童・生徒一人ひとりに寄り添った指導を積み重ね、さまざまな課題に対応しています。また、「小学校1年生からの英語教育」「羽村学（郷土学習）」「人間学」「音楽教育の充実」等、市独自の特色ある学校教育に取り組むとともに、特別支援教育を実現するために、特別支援教育支援員の配置、全教員を対象に特別支援教育に関する理解を深めるための研修を実施しています。

教育相談室・学校適応指導教室（ハーモニースクール・はむら）では、スクールソーシャルワーカーや教育相談員、スクールカウンセラー、心理士等の専門的知識を有する有資格者が学校を巡回し、児童・生徒の状況を把握した上で、必要な支援を行っています。障害の有無に関わらず、誰にとってもわかりやすい教育を目指し、特別支援教室や特別支援学級の整備等の充実、教育相談室が要となった相談・支援体制の更なる強化が求められています。

高齢化や人口減少、地域コミュニティの希薄化など、学校を取り巻く社会情勢や地域が急激に変化していることから、地域とともにある学校づくりを推進していくにあたり、今後、どのような体制整備が必要であるか検討していく必要があります。

入学したばかりの小学校1年生が学校生活に適應できない「小1プロブレム」と呼ばれる問題があります。遊びが学びの中心だった乳幼児期から、教科学習が中心となる小学校の学びに、子どもたちが円滑に移行できる支援が必要になっています。

事業の方向性

○小学校入学に向けた円滑な接続

新しく小学生となる子どもに対して、遊びを通して学ぶ乳幼児期から、教科学習が中心の小学校以降の教育活動への円滑な接続を支援します。

○「生きる力」の育成

予測困難な時代を生きる児童・生徒に対して、義務教育9年間の各教科等の学びにおいて、ICT 機器も効果的に活用しながら、学級やグループ等の中で「協働的な学び」を推進し、「生きる力」を育む教育を実現します。

○個性の伸長

一人ひとりの成長や学習でのつまずき、学習進度等を的確に捉え、「個別最適な学び」を推進し、児童・生徒の可能性を引き出す教育を実現します。

○学校・家庭・地域が築く教育の推進

学校・家庭・地域の連携を強め、地域とともにある学校の構築に向けた取組みを推進します。

○多様なニーズに応じた教育支援の充実

特別支援教育の充実、不登校やいじめ防止の取組み等、児童・生徒一人ひとりが抱える課題や背景などを踏まえた指導・支援体制の更なる強化を図っていきます。



△△△基本施策2 地域資源の活用△△△

施策3 自らを高める体験学習の充実

方針

あらゆる年代の市民が、自らを再確認し、社会性や適応力、発想力、行動力等を育めるよう、地域の豊かな資源を活用したさまざまな体験の場を充実します。

現状と課題

市内には、河岸段丘の崖線沿いの樹林地のほか、多摩川や玉川上水周辺の緑、寺社境内地の樹木や草花丘陵の雑木林、農地があります。市では、自然環境を活かしたホテル観察会などの体験型の環境学習や、農業者の協力を得て、野菜の栽培、収穫体験ができる農業体験農園を実施しています。地域では、お祭りなどの行事に子どもたちが参加し、地域社会の結びつきを育んできています。また、豊かな人間性や社会性を身につけるため、青少年健全育成の日事業やポスターコンクール、少年少女球技大会、大島・子ども体験塾等の体験事業を実施しています。

子どもを対象とした体験事業が多く行われていますが、大人向けの体験事業や大人も子どもと一緒に参加できる体験事業は少ない状況にあります。

これからもさまざまな体験事業を実施するとともに、体験事業の魅力を伝え、積極的な参加への動機付けを行うことが必要です。



事業の方向性

○自然体験事業の実施

普段の生活では体験できない新たな学びを得られるよう、羽村市の恵まれた自然環境等を活かした体験事業を実施します。

○社会体験事業の実施

地域の一員としての社会性を育むことができるよう、地域行事への参加を促進するとともに、市内事業所等と協力した見学会などの社会体験事業を実施します。

○異世代間交流の促進

古くからの知恵や地域の慣習が受け継がれるとともに、新たな考えや技術が地域に広まり、新たな学びへとつながるよう、異世代間の交流を促進します。



施策4 地域人材が活躍できる場の充実

方針

市民が学んできた知識や技能を活かすことができる場を充実させることにより、他の市民の学びのきっかけとなり、学びの輪が広がる循環型の生涯学習を推進します。

現状と課題

知識や技能などを持った市民や自分の力を地域で活かしたいと希望する市民が、福祉や図書館、公園、農業等の場面において、ボランティアとして活動しています。こうした中、市では、ボランティアの育成と活動支援のため、ボランティア活動時に役立つようなスキルや情報等について提供する講習会を開催しています。また、羽村市社会福祉協議会においても、独自にボランティア育成と支援のための事業を実施しています。今後もボランティアの育成と活動支援を更に進めていく必要があります。

生涯学習のさまざまな分野で、学ぶ意欲のある市民に必要な知識・技能を提供することができる指導者等の情報を「はむら人ネットガイド」に掲載し運用しています。しかし、新たな指導者の登録者数が減少傾向にあり、この人材登録制度の利用率も伸び悩んでいることから、当該制度を再構築する必要があります。

学校教育の分野では、学校支援地域本部の活動を通じて、児童・生徒と地域の人材との交流が生まれています。学習指導要領の「社会に開かれた教育課程」を実現していく中で、学校における地域人材の活用が不可欠となっています。

また、令和2（2020）年度から新たに「人と人」「人と地域」を結ぶ役割を果たす「社会教育士」の称号が誕生し、国が定める科目を修了した者は「社会教育士」と称することができるようになったことから、その制度について周知を図る必要があります。

事業の方向性

○潜在的地域人材の発掘と活動の場の提供

活動を始めたとしてもその第一歩が踏み出せない方や踏み出し方がわからない方、自分の知識や技能などが地域に活かせることに気付いていない方など、地域に眠る潜在的な人材を発掘するとともに、現在実践的に活動されている方を含めて、それぞれの知識や技能が活かせる活動の場を提供します。

○学びのきっかけの提供

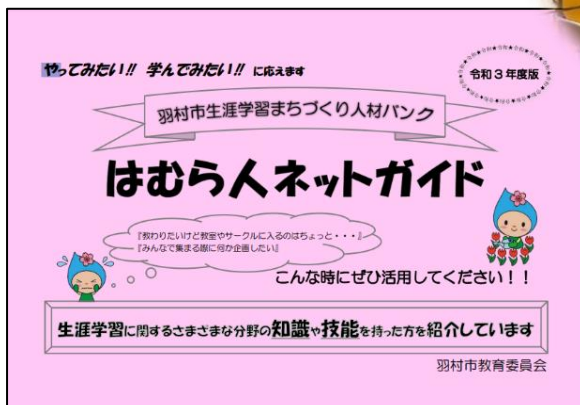
循環型の生涯学習を目指して、新たな学びのきっかけを提供し、学びの輪を広げます。

○地域人材と学校の連携の充実

地域の人材が知識や技能を学校において活かせるよう、連携の充実を図ります。

○生涯学習に関する資格取得の支援

生涯学習に関する指導的立場の方やコーディネーター的な活動をされている方、これから生涯学習に関する活動を始めたい方など向けに、社会教育士制度や生涯学習コーディネーター資格認証制度などの情報提供等の支援を進めます。



施策5 羽村の歴史と文化の保護・継承

方針

市民が、自らが生活する「はむら」に郷土としての愛着と誇りを持てるよう、郷土を学ぶ機会を充実します。

市内に散在する有形・無形の歴史遺産や文化遺産を、後世に正しく残していきます。

現状と課題

郷土博物館では、市民の学びの場の一つとして、市の歴史・民俗・文化・自然等に関して、資料の収集、保存、調査研究を行い、その成果を展示や学習会、資料集の刊行等、各種事業を通じて市民に還元しています。市民が、わかりやすく気軽に市の歴史や文化を学ぶことのできる機会の拡大が必要です。

また、市には、国指定・登録文化財3件（特別天然記念物、天然記念物の日本鶏を除く）、東京都指定文化財5件、羽村市指定文化財23件のほか、土木学会による推奨土木遺産に認定された羽村取水堰（投渡堰）や未指定の文化財など、所有者・管理者の方々により守られてきた多くの歴史的資産が所在しています。周知の埋蔵文化財包蔵地として10か所の遺跡も存在しています。これらの文化財を、市民共有の財産として後世へ保存・伝承していくために、市では講演会などにより文化財の内容や価値を広く伝えるとともに、それぞれの文化財の特性に応じた保存管理や修理とその支援を行ってきました。

さらに、『羽村市史』の編さん事業において、多くの新資料の発見や市民の方々の証言などが記録され蓄積されています。

世代交代などが進み、歴史的な資料が散逸する恐れがあるため、適切な保存が求められています。



事業の方向性

○郷土学習のための学習会や展示の充実

「玉川上水」「養蚕」「青梅鉄道」「縄文遺跡」「中里介山」等、羽村市における歴史的文化的財産を活用し、郷土愛を醸成するためのさまざまなテーマによる企画展、講座、見学会などを実施します。



○市民への意識啓発

市内に散在する文化財の内容と価値を周知するとともに、市民共有の財産であり羽村市の誇りであることを広く周知し、市民の意識啓発を図ります。

○登録郷土研究員等の育成と人材の確保

自らが郷土「はむら」に対して愛着と誇りを持つと同時に、その思いを広く市民に伝え、共有できるよう、郷土に関する研究者の育成やその確保に努めます。



△△△基本施策3 多様な学習の展開△△△

施策6 芸術文化の振興

方針

市民ニーズに対応した芸術鑑賞事業や講座・講習会、展示会等、市民の学びに資するためのメニューを提供し、これまで育まれた幅広い分野の芸術文化基盤を次世代へ継承していきます。

現状と課題

生涯学習センターゆとりぎでは、羽村市生涯学習センターゆとりぎ協働事業運営市民の会との協働により、芸術鑑賞事業や市民講座、展示事業等を展開するとともに、羽村市文化協会や大学、NPO 法人等の団体との共催事業を実施することにより、市民に対して幅広い分野の学びの機会を提供しています。

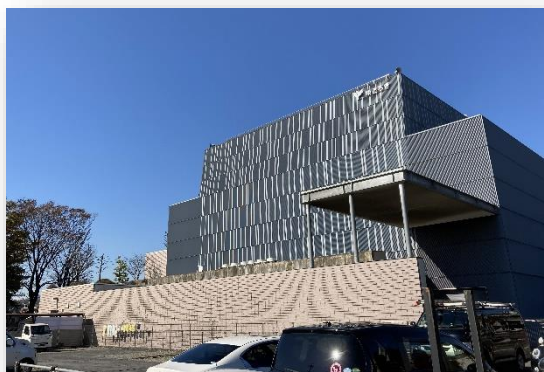
また、市ゆかりの芸術家の作品展や演奏会等を実施するなど、市の芸術文化の振興を図っています。

市民が身近な場所で、幅広い分野の芸術文化に触れ、体験できる機会を提供することは、芸術文化に対する造詣を深め、市民が豊かな人生を送る上で必要です。また、芸術文化そのものを次世代に引き継ぐためにも大切です。

地域の芸術文化活動のため、市民参加・協働により、市民の知識や経験、ニーズを取り入れつつ、引き続き幅広い分野の事業を展開していく必要があります。

市民や団体が芸術文化活動をする上で、成果発表は目標となります。生涯学習セン

ターゆとりぎやコミュニティセンターは、市民のサークル活動や学習活動の場であるとともに、成果を発表する場ともなっています。今後も、成果発表の場を提供し、芸術文化活動の振興につなげていくことが求められています。



事業の方向性

○芸術文化の鑑賞機会と体験事業の提供

市民が身近な場所で、幅広い分野の芸術文化に触れることができるよう、鑑賞の機会や体験事業を提供します。

○市にゆかりのある芸術家を通じた芸術文化振興

羽村市にゆかりがあり、さまざまな地域や分野で活躍している芸術家を活用することにより、芸術文化の振興を図ります。

○市民協働事業の推進

市民の知識や経験、ニーズを取り入れた市民参加・協働事業を推進していきます。

○市民や団体の活動成果の発表機会の提供

生涯学習センターゆとりぎやコミュニティセンター等において、市民のサークル活動や学習活動の成果発表の機会を提供します。



施策7 スポーツ・レクリエーション活動の推進

方針

市民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、生涯にわたって親しむことができるスポーツ・レクリエーション活動を推進します。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会で醸成された気運をスポーツ活動に向けられるよう、きっかけづくりや活動の場の提供を図ります。

現状と課題

市では、児童館において、「あそびのポケット」「こぐまひろば」「わんわんひろば」「キラキラ事業」を実施し、子どもの運動能力の向上を促す遊びの機会を充実するなど、運動習慣を身につけるきっかけづくりを支援しています。事業に参加する子どもたちが、楽しく運動することができるよう音楽をかけたり手遊びを加えたりしながら、感覚的な成長を促す事業を実施しています。

羽村市市民体育祭・羽村市総合体育大会をはじめとした各種イベントや教室を毎年多数開催しています。市民のスポーツの推進を図るとともに、普段スポーツに触れる機会の少ない市民のスポーツへの関心を高め、日常的にスポーツに親しむ取組みを促すことで、市民のスポーツ習慣の定着を図っています。

市民一人ひとりのライフスタイルや興味関心などに応じて、スポーツを行う目的や取組み方が多様化しているため、市民のニーズに合ったイベントや大会を検討するとともに、スポーツ活動の在り方を検討し推進する必要があります。

また、スポーツリーダー養成講習会を実施することで、地域のスポーツ活動団体の指導者等の資質向上と指導力の向上を図り、スポーツ活動団体の安全管理の向上や活性化を図っています。スポーツに関する正しい理解と実践のための研修の機会の提供を継続するとともに、充実させる必要があります。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、新たな競技や多様なスポーツが広く知られるようになりました。東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により得られたレガシーをスポーツ活動に向けられるような取組みが必要です。

事業の方向性

○子どもの運動能力の向上を促す遊びの提供

子どもが遊びを通じて、体を動かす楽しさを知り、運動習慣を身につけることができるような機会を提供します。

○各種イベントの開催と参加促進

市民がスポーツの楽しさや達成感を得られるようなイベントを開催し、参加を促します。

○地域スポーツ活動の推進

市民がさまざまなレベルでスポーツ活動に気軽に参加できるようにします。

○指導者の養成と資質の向上支援

各種スポーツ活動を推進するため、スポーツ団体の指導者の養成と資質の向上を支援します。

○東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシー継承

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした新たな競技・多様なスポーツを楽しむことができるよう、普及促進を図ります。

○障害者スポーツの普及啓発

東京 2020 パラリンピック競技大会等で知られるようになった障害者スポーツについて、競技の普及を図るとともに、指導者等の育成と充実を図ります。



施策8 生涯を通した読書活動の展開

方針

市民が生涯にわたって自主的・自発的に読書する習慣を身につけ、本と親しみ、豊かな心を育めるよう、読書活動を推進するとともに、読書環境の整備・充実を図ります。

現状と課題

図書館では、誰もが読書に親しめる場を提供することで、子どもから大人まですべての方の読書活動を推進しています。

総合的な図書館資料の収集、整備及び提供を主たるものとしつつ、資料の予約やレファレンス、図書館間の相互貸借等、さまざまな図書館サービスの充実により、市民の求める資料を提供しています。

また、市民が本に親しむきっかけとなる、読書手帳の展開やブックスタート事業、おはなし会等を実施しています。

ライフスタイルの多様化や情報化の進展の影響により、中学生以降の年代において読書離れや活字離れが進む中、図書館利用者也減少しています。

今後も読書の魅力や意義を市民へ伝えるとともに、年齢に応じたレファレンスサービスなどさまざまな場面での専門性をより向上させることが図書館には求められています。

また、電子書籍での資料の提供や図書館システムの進化に合わせた図書管理の改善など、読書環境の変化にも対応しつつ、市民の高度で幅広い知識習得のための活動を支援し、便利で快適に利用できる図書館環境を整備していくことも大切です。



事業の方向性

○読書への意欲を高めるための幅広い図書館資料の収集と利活用

市民の学びへのニーズに応えるため、幅広い分野からの図書館資料の収集に努め、情報発信等により、収集した図書館資料の利活用を促進します。

○子どもたちが本に親しむ機会の充実

幼少期から本に親しむことの楽しさを伝え、読書を習慣化できるような機会を提供していきます。

○学校との連携による読書活動の推進

図書館司書と司書教諭の連携、図書館システムの連携により、児童・生徒の読書活動が充実するよう支援します。



施策9 現代的・社会的課題に対応する学習の推進

方 針

年齢や国籍、障害の有無等に関わらず、誰もが生涯を通して、教育や芸術文化、スポーツなどさまざまな機会に親しむことができるよう、参加しやすい環境づくりを進めるとともに、時代の変化、社会の変化等に対応できるよう、関係機関と連携して情報や学習機会の提供に努めていきます。

現状と課題

高齢化や情報化、国際化等、社会変化が急速に進んでいます。自然災害の頻発、新たな感染症の脅威などもあり、先の見通しが予測困難な時代となる中、人々に求められる力、必要となる力も変化しています。

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現が世界共通の目標とされ、教育・学習の分野における目標「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」に関する取組みも進められています。

市では、情報化、高齢化社会に関する講座や国際理解と多文化共生の促進のための講座・事業を実施し、さまざまな学習・意識啓発の機会を提供しています。また、高齢者や障害のある方を対象とした学びやスポーツ・レクリエーションの機会を設けています。

「命を守る」学習の重要性も強く認識されるようになっており、地域防災力の向上を図るための講習会の実施支援をはじめとするさまざまな事業を行っています。

人生100年時代といわれる中、健康意識の高まりに合わせ、保健と運動が連携した講座等も実施し、健康づくり、スポーツ活動の習慣化に役立てることができています。また、働き方も変化しており、仕事に活かすための知識の習得や資格の取得、就労のための学習、起業・創業等、社会人の学びについても注目されています。

社会が変化する中で、ICTなどの新しい技術も最大限活用しながら、市民がそれぞれの興味関心やニーズに応じ、仕事や生活に必要な知識や技能を身につけ、必要な時に更新していくことが求められます。

事業の方向性

○国際理解や多文化共生等の促進のための学習機会の提供

持続可能で多様性と包摂性のある社会を理解するため、国際理解や多文化共生、環境などに関する学習機会を提供します。

○高齢者への学習機会の提供

自らの生きがいや趣味のための学びとともに、大きく変化する社会での生活に対応できるように、デジタル・デバйдの解消を中心とした事業を実施します。

○健康に関する学習機会の提供

感染症等の疾病やフレイル予防など健康に関する学習機会を提供します。

○社会人の学びの支援

社会人になってからの、「生きがい」「趣味」などの学びのほか、「防災・減災」「交通安全」などの「命を守る」ための学び、「就業」「起業・創業」などの学び、「地域課題」「自らの課題解決」などの学びなど、社会人の学びや学び直しを支援します。

○障害者の生涯学習の支援

学校での学びを修了し、就業等によって学びの機会が減少した障害のある方に対して、新たなきっかけとなる場を提供していきます。また、学びの場における「合理的配慮」の提供に努めます。



△△基本施策4 生涯学習の支援△△

施策10 学習環境と支援体制の充実

方針

市民がさまざまな学習・活動ができるよう、生涯学習に関わる団体等の支援を行います。

企業や大学、団体との連携・協力を通じて、幅広いニーズに応じた学習の場を提供するとともに、学習・活動情報提供の充実を図ります。

学習・活動の拠点である生涯学習関連施設の維持管理・充実をしていきます。

現状と課題

市では、生涯学習に関連して活動している団体が、芸術文化系やスポーツ・レクリエーション系を合わせて多数あります。各団体では、利用者の高齢化による活動の停滞が見られ、人材育成・人材確保の支援が必要になるとともに、若い世代の団体・サークル活動も減少しており、新たな施設利用を促進していく必要があります。各種団体等への活動支援については、補助金交付のほか、施設の優先的な受付や使用料の減免措置などがあり、市内で活動するさまざまな団体を掲載した「市民活動団体ガイド 団体サークルガイド」等により情報を提供するなどの支援も行っています。市民活動情報紙きずなの発行により、市民活動に関する情報発信を行うほか、羽村駅と小作駅構内の掲示板にて、希望する市民活動団体の活動情報等の発信を支援しています。

情報発信手段が多様化する中、情報提供の充実を図り、必要とされている情報を、適切な方法により提供していくことが重要です。

企業、大学の社会貢献活動が盛んになり、市民を取り巻く専門的・学問的な学習機会が多様化しています。市と大学との連携協定等によるさまざまな事業の実施や、市や官公署等による出前講座を実施するほか、事業者が持つノウハウや技能を広く市民に還元できるよう、商工会が主体的に実施する「まちゼミ」を通じた学びの体制づくりを支援しています。市民が求める学習活動や課題は多様化・複雑化しているため、企業や大学、その他さまざまな団体が持つ人材や学習資源を活用して学習ニーズに応えていくことが求められています。

学びを循環し、市民や各団体の学習活動が円滑、活発に行われるよう、生涯学習相談体制、コーディネート機能の充実が求められていますが、内容の研究や検討にとどまっています。今後も引き続き取り組む必要があります。

学習環境もオンライン化が進み、これまでの対面による学びに加え、オンラインによる学び、また、対面とオンラインが組み合わさったハイブリッドの学びが生まれており、新たな対応が必要となっています。

生涯学習関連施設は、昭和 56（1981）年に開館したスポーツセンターをはじめ、他の生涯学習関連施設ともに老朽化が進行しています。安心して施設利用ができるよう、耐震補強工事や空調設備改修工事など必要に応じ、改修などを実施していますが、長期に維持するためには計画的に整備や改修を行う必要があります。また、各施設への Wi-Fi 環境の整備については、費用対効果や施設側の ICT スキル、観光や防災との調整が必要になっています。

事業の方向性

○市内活動団体の支援

市で活動している文化・スポーツ団体や市民活動団体等が、今後も安全に、活発に活動していくことができるよう、必要な支援を継続していきます。

○市内活動団体の情報提供

市民が、気軽に団体等の活動に参加できるよう、各団体の情報をさまざまな手段によって提供します。

○学びに関する情報発信力の充実

市民に、いつでも、どこでも、多くの学びの機会を提供するため、広報紙や機関紙、チラシやポスター等の紙媒体のほか、インターネットや SNS 等を活用した情報発信力の充実を図ります。

○企業、大学、財団等との連携

市民に、幅広く質の高い学びを提供するため、市内の事業所や団体のほか、近隣の大学や財団法人等との連携を推進します。

○生涯学習におけるコーディネート機能の運用と充実

学びの循環をつなぎ、学びの輪を大きく広げるために、人材活用を含めたコーディネート機能を充実します。

○生涯学習関連施設の整備と維持管理

市民の学びの場を保障するため、生涯学習センターゆとろぎをはじめとする生涯学習関連施設を維持管理していきます。情報通信機器を利用した生涯学習の場が充実し効果的な学びにつながるよう、生涯学習関連施設の Wi-Fi 環境の整備を進めます。

第3章 計画の推進と進行管理

㊦1 計画の推進㊦

本計画は、羽村市生涯学習基本条例に基づき、市全体で生涯学習を総合的に推進するため、第六次羽村市長期総合計画と各分野別個別計画との整合性を図り、さまざまな生涯学習の視点から基本施策を4つ挙げ、それぞれに関連する施策を体系化し取り組んでいきます。

生涯学習に関する施策は、文化・芸術やスポーツ・レクリエーション、産業、健康、情報化や国際化等、多岐にわたっています。これら各施策を実効性のあるものにしていくためには、生涯学習担当部署を中心として、さまざまな分野の事業実施部署が、市民の自主的・自発的な学習活動を支援するとともに、市民や各種団体、大学や企業・事業所などとも連携・協力し、市全体で計画を推進していきます。

㊦2 計画の進行管理㊦

本計画の進行管理については、羽村市生涯学習推進委員会において実施し、施策の評価を行います。

なお、各施策の方針に基づく実施事業計画は、各事業所管課において進行管理を実施していきます。

㊦3 羽村市教育振興基本計画の評価㊦

本計画が内包する羽村市教育振興基本計画の評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく羽村市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を準用します。

資料編

1 羽村市生涯学習基本条例

○羽村市生涯学習基本条例

平成24年6月29日条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、羽村市（以下「市」という。）における生涯学習に関する基本的な理念並びに市、市民及び団体等の役割を明らかにするとともに、生涯学習施策を総合的かつ計画的に推進し、もって生涯学習社会の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市の区域内（以下「市内」という。）に住所を有する者、市内の事務所又は事業所に勤務する者及び市内の学校に在学する者をいう。
- (2) 団体等 市内において営利又は非営利の活動、公益的活動その他の活動を行う全ての団体及び法人をいう。

(基本理念)

第3条 市民一人ひとりが、乳幼児期から高齢期に至るまで、主体的にいつでもどこでも楽しく学び、喜びや充実感をもてるようにするとともに、市、市民及び団体等が互いに連携協力し、活力ある地域コミュニティと心豊かな安らぎに満ちた生涯学習のまちを創造していくものとする。

(市の役割)

第4条 市は、基本理念に基づき、生涯学習施策を総合的に推進し、市民及び団体等が学んだ成果を次世代に引き継ぎ、さらに地域や社会に広げ、活かしていくなどの生涯学習活動について支援していくものとする。

(市民及び団体等の役割)

第5条 市民及び団体等は、主体的な意思のもと、基本理念を実現するための生涯学習活動の推進に寄与するものとする。

(基本計画)

第6条 羽村市長（以下「市長」という。）は、生涯学習施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、羽村市生涯学習基本計画（以下「基本計画」という。）を策定す

るものとする。

2 市長は、基本計画を策定しようとするときは、市民の意見が反映できるよう必要な措置を講じるとともに、次条に定める生涯学習審議会に諮問し、意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を策定したときは、直ちに公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(生涯学習審議会)

第7条 市長の附属機関として、羽村市生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、生涯学習に関する重要事項を調査審議し、市長に答申するものとする。

3 審議会は、市長が委嘱する委員20人以内で組織する。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、生涯学習に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に策定された羽村市生涯学習基本計画は、第6条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

(羽村市生涯学習基本計画審議会条例の廃止)

3 羽村市生涯学習基本計画審議会条例（平成14年条例第18号）は、廃止する。

(羽村市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 羽村市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和38年条例第17号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

2 羽村市生涯学習審議会

○羽村市生涯学習審議会規則

平成27年12月24日規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、羽村市生涯学習基本条例（平成24年条例第20号。以下「条例」という。）第7条第4項の規定に基づき、羽村市生涯学習審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者 3人以内
- (2) 市内の公共的な団体等の代表者 7人以内
- (3) 市内の小中学校の長 2人以内
- (4) 市社会教育委員 1人
- (5) 市内の社会教育関係団体の代表者 2人以内
- (6) 市民公募委員 5人以内

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱のあった日から条例第7条第2項に規定する答申をした日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、生涯学習に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

◇羽村市生涯学習審議会委員名簿

区 分	所属・職等	氏 名
知識経験者	◎杏林大学 外国語学部教授	古本 泰之
	聖心女子大学 現代教養学部教授	澤野 由紀子
	都立羽村特別支援学校 校長	田口 克己
市内の公共的な団体等の 代表者	羽村市町内会連合会	中川 良三
	羽村市社会福祉協議会	大和田 正樹 (勝原 光治郎)
	羽村市青少年対策地区委員会連絡協議会	葛尾 豊
	羽村市立小・中学校PTA連合会	山田 竜也
	羽村私立保育園協議会	橋本 富明
	羽村市商工会	高松 史朗
	羽村市高齢者クラブ連合会	河野 要人
市内の小中学校の長	羽村市立小学校校長会	吉岡 琢真 (西山 豪一)
	羽村市立中学校校長会	新谷 太郎
市社会教育委員	○社会教育委員	川津 紘順
市内の社会教育関係団体の 代表者	羽村市文化協会	成瀬 和子
	特定非営利活動法人羽村市体育協会	中根 透
市民公募委員	市 民	鈴木 則子
		田島 謙司
		中条 悟
		野口 和
		堀 茂子

◎会長 ○副会長

() は前任者

◇羽村市生涯学習審議会検討経過

回 数	開 催 日	主 な 会 議 内 容
第 1 回	令和 2 年 1 1 月 9 日	委嘱状の交付 諮問 羽村市生涯学習審議会について 羽村市生涯学習審議会の会議の傍聴に関する定め(案)について 羽村市審議会等の会議録の作成及び公表等に関する基準について 羽村市の概要について 羽村市生涯学習基本計画後期基本計画取組状況について 第二次羽村市生涯学習基本計画の策定について
第 2 回	令和 2 年 1 2 月 1 4 日 (Web 視聴・書面会議)	生涯学習に関する国の動きと取組みについて 羽村市の生涯学習を取り巻く状況について 第二次羽村市生涯学習基本計画策定に向けたキーワードの整理
第 3 回	令和 3 年 2 月 2 3 日 (Web 会議)	「基本理念」につながるキーワードの整理 「基本理念」について
第 4 回	令和 3 年 3 月 3 1 日	計画策定の流れについて キーワードの整理 羽村市が目指す生涯学習の姿について
第 5 回	令和 3 年 5 月 1 4 日 (書面会議)	羽村市が目指す生涯学習の姿について
第 6 回	令和 3 年 6 月 7 日 (Web 会議)	羽村市が目指す生涯学習の姿について 前期基本計画の基本方針について
第 7 回	令和 3 年 6 月 3 0 日	前期基本計画の基本方針について 前期基本計画の基本施策について
第 8 回	令和 3 年 9 月 7 日 (書面会議)	前期基本計画の基本施策・施策について
第 9 回	令和 3 年 9 月 2 9 日 (Web 会議)	前期基本計画の基本施策・施策について
第 10 回	令和 3 年 1 1 月 8 日	第二次羽村市生涯学習基本計画(案)について

第 11 回	令和 3 年 1 1 月 1 5 日	第二次羽村市生涯学習基本計画（案）について
答 申	令和 3 年 1 1 月 1 8 日	第二次羽村市生涯学習基本計画（案） 答申



3 羽村市生涯学習推進委員会

○羽村市生涯学習推進委員会要綱

平成25年2月19日羽生生発第2702号

(設置)

第1条 羽村市生涯学習基本条例（平成24年条例第20号）に基づき、羽村市における生涯学習の推進と調整等を行うため、羽村市生涯学習推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 羽村市生涯学習基本計画（以下「基本計画」という。）の策定及び変更に関すること。
- (2) 基本計画の進行管理及び調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、生涯学習の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は教育長、副委員長は副市長をもって充てる。

3 委員は、羽村市庁議等の設置及び運営に関する規則（昭和60年規則第18号）第3条第1号に規定する部長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、推進委員会を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員を会議に出席させることができる。

(作業部会)

第6条 第2条に規定する事項を効率的かつ個別に調査検討するため、推進委員会の下に作業部会を置くことができる。

2 作業部会の組織及び運営に関する事項については、委員長が別に定める。

3 作業部会は、調査検討した結果を委員長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、基本計画に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年2月19日から施行する。

◇羽村市生涯学習推進委員会委員名簿

区 分	職 名	氏 名
委 員 長	教育長	桜沢 修
副委員長	副市長	小林 宏子 (井上 雅彦)
委 員	議会事務局長	伊藤 文隆 (小林 宏子)
委 員	企画総務部長	高橋 誠 (市川 康浩)
委 員	(企画総務部参事)	(竹田 佳弘)
委 員	財務部長	橋本 昌 (高橋 誠)
委 員	市民生活部長	羽村 典洋 (島田 裕樹)
委 員	(参与・区画整理部参事)	(阿部 敏彦)
委 員	産業環境部長	礪島 孝文 (橋本 昌)
委 員	福祉健康部長	野村由紀子 (粕谷 昇司)
委 員	(福祉健康部参事)	(粕谷 昇司)
委 員	子ども家庭部長	諸星 進 (森谷 誠)
委 員	都市建設部長	山本 和晃 (細谷 文雄)
委 員	区画整理部長	石川 直人
委 員	上下水道部長	島田 由則
委 員	会計管理者	島田 裕樹 (小林 秀治)
委 員	生涯学習部長	森谷 誠 (伊藤 文隆)
委 員	生涯学習部参事	佐藤 晴美

() は前任者

<事務局>

生涯学習部生涯学習基本計画担当主幹	宮沢 賢臣
生涯学習部生涯学習基本計画担当主査	小川 真理

<協力者>

生涯学習センターゆとろぎ総合コーディネーター	上野 修
------------------------	------

◇羽村市生涯学習推進委員会検討経過

回 数	開 催 日	主 な 会 議 内 容
第 1 回	令和 2 年 7 月 2 2 日	第二次生涯学習基本計画策定について 生涯学習基本計画後期基本計画取組状況について
第 2 回	令和 2 年 1 0 月 7 日	羽村市生涯学習基本計画後期基本計画取組状況について 羽村市生涯学習審議会委員について 第 1 回羽村市生涯学習審議会の開催について
第 3 回	令和 2 年 1 1 月 2 5 日	羽村市の生涯学習を取り巻く状況について 第二次羽村市生涯学習基本計画策定に向けたキーワードの整理
第 4 回	令和 3 年 1 月 7 日	生涯学習に関する国の動きと取組みについて (Web 視聴)
第 5 回	令和 3 年 1 月 2 7 日	「基本理念」「スローガン」につながるキーワードの整理 「基本理念」「スローガン」案について
第 6 回	令和 3 年 3 月 5 日	第 3 回羽村市生涯学習審議会での委員からの意見について 計画策定の流れについて キーワードの整理 羽村市が目指す生涯学習の姿について
第 7 回	令和 3 年 5 月 1 0 日	羽村市が目指す生涯学習の姿について
第 8 回	令和 3 年 5 月 2 5 日	第 5 回生涯学習審議会における委員からの意見について 羽村市が目指す生涯学習の姿について 前期基本計画の基本方針について
第 9 回	令和 3 年 6 月 2 日	羽村市が目指す生涯学習の姿について 前期基本計画の基本方針について
第 10 回	令和 3 年 6 月 1 6 日	「羽村市が目指す生涯学習の姿」の決定について 前期基本計画の基本方針について 前期基本計画の基本施策について
第 11 回	令和 3 年 1 0 月 2 0 日	前期基本計画の基本施策・施策について 第二次羽村市生涯学習基本計画（案）について
第 12 回	令和 4 年 1 月 1 4 日	パブリックコメント※の結果について 第二次羽村市生涯学習基本計画について

※第二次羽村市生涯学習基本計画の案を公表し、広く市民等からの意見を求めるため、令和 3 年 12 月 1 日から令和 4 年 1 月 4 日までの間、意見公募手続（パブリックコメント）を実施し、1 人の方から 17 件の意見を受け付けました。

4 用語解説

〔あ行〕

新しい日常

新型コロナウイルス感染症との長い戦いを見据え、暮らしや働く場での感染拡大を防止する習慣のこと。買い物、娯楽・スポーツ等、公共交通機関、食事、働き方などの場面における「手洗いの徹底・マスクの着用」「人との距離を保つ」「『密閉空間』『密集する場所』『密接した会話』の『3つの密』を避ける行動」を求めている。

（参考：東京都 Web サイト）

生きる力

基礎基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの力のこと。

（出典：第 15 期中央教育審議会第一次答申）

いじめ

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（出典：いじめ防止対策推進法）

親学（家庭教育講座）

小中学校の保護者として必要な内容を学ぶ機会とする講座のこと。家庭と連携して、児童・生徒の基本的な生活習慣や学習習慣の確立を目指している。

（出典：『羽村市生涯学習基本計画』）

〔か行〕

学習指導要領

全国どこの学校でも一定の教育水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準のこと。

（出典：文部科学省 Web サイト）

学校運営協議会

法律に基づき教育委員会により任命された委員が、一定の権限を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のこと。

（出典：文部科学省 Web サイト）

学校運営協議会制度

保護者や地域住民の意見を学校運営に反映し、地域とともにある学校づくりを実現するための仕組みのこと。

（出典：文部科学省 Web サイト）

学校支援地域本部

地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進することにより、教員や地域の大人が子どもと向き合う時間の増加、住民等の学習成果の活用機会の拡充及び地域の教育力の活性化を図るための組織のこと。

（出典：文部科学省 Web サイト）

学校支援地域本部コーディネーター

学校を支援するため、学校が必要とする活動について地域の人材からボランティアとして派遣するなど、連絡調整する役割を担う人のこと。

（出典：『羽村市生涯学習基本計画後期基本計画』）

カリキュラム・マネジメント

教育課程をどのように編成・実施・評価し、改善していくのかという方策のこと。

(参考：文部科学省 Web サイト)

教育課程

学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童・生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画のこと。

(出典：文部科学省 Web サイト)

教育振興基本計画

教育基本法第 17 条第 2 項によって、地方公共団体においては策定が努力義務となっている、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な方針及び講ずるべき施策が盛り込まれた基本的な計画のこと。

(参考：文部科学省 Web サイト)

教育大綱

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 に基づき、地方公共団体の長が定める、その地域の実情に応じた、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策のこと。

(参考：文部科学省 Web サイト)

協働的な学び

探究的な学習や体験活動等を通じ、子ども同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、さまざまな社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する学びのこと。

(出典：第 10 期中央教育審議会答申)

個別最適な学び

「個に応じた指導」（指導の個別化と学習の個性化）を学習者視点から整理した概念のこと。

(出典：第 10 期中央教育審議会答申)

コミュニティ・スクール

学校運営協議会を設置した学校のこと。学校運営や学校の課題に対して、広く保護者や地域住民が参画できる。羽村市では、「地域とともにある学校」としている。

(参考：文部科学省 Web サイト)

〔さ行〕

市民活動団体

市民が主体となり、市内全域及び市域を超えた広範囲にわたって継続的、自発的に活動している営利を目的としない団体のこと。

(出典：『羽村市生涯学習基本計画後期基本計画』)

社会教育関係団体登録団体

法人であると否とを問わず、公の支配に属さない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体（社会教育関係団体）のうち「羽村市社会教育関係団体登録要綱」により、市に登録されている団体のこと。

(出典：『羽村市生涯学習基本計画後期基本計画』)

社会教育士

社会教育主事講習・養成課程修了者に「社会教育主事」基礎資格に加えて与えられる称号のこと。市民・NPO 団体、企業、行政等、さまざまな立場から地域の教育・福祉・防災・環境・地場産業などの領域で、人々の学びやネットワークを通して人づくりや地域づくりに関わる役割を担う。

(出典：(一社) 日本社会教育士会 Web サイト)

社会に開かれた教育課程

よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、新学習指導要領の理念のこと。

(出典：「小学校学習指導要領」前文)

周知の埋蔵文化財包蔵地

土地に埋蔵されている文化財（主に遺跡といわれている場所）の存在が知られている土地のこと。

(出典：文化庁 Web サイト)

主体的・対話的で深い学び（アクティブラーニング）

学習指導要領に定める、育成すべき資質・能力を身に付けるために必要な学びのこと。授業者が一方的に学生に知識伝達をする講義スタイルではなく、課題研究や PBL（プロジェクト・ベースド・ラーニング）、ディスカッション、プレゼンテーションなど、児童・生徒の「能動的な学習を取り込んだ授業」を総称する用語。

(出典：『羽村市生涯学習基本計画後期基本計画』『第五次羽村市長期総合計画後期基本計画』)

循環型生涯学習

各個人がこれまでの学習で身に付けてきた知識や技能を、次に学習する市民や地域社会に還元することで、多くの地域人材を活用し、地域の教育力を向上させ、誰もが、いつでも、どこでも学ぶことができる学びの形態のこと。

(参考：『羽村市生涯学習基本計画後期基本計画』)

小1 プロブレム

小学校 1 年生などの教室において、学習に集中できない、教員の話が聞けずに授業が成立しないなど学級がうまく機能しない状況のこと。

(出典：文部科学省 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議報告)

生涯学習コーディネーター

人と人、人と情報、人と資源を適切に結びつける（調整する）ことを行う人のこと。文部科学省認定社会通信教育等を受講し、必要な手続きにより資格を取得できる。

(出典：(一財)社会通信教育協会 Web サイト)

羽村市生涯学習センターゆとろぎ協働事業運営市民の会

生涯学習センターゆとろぎにおける事業の企画運営及び管理面のサポートを行う市民ボランティア組織のこと。

(出典：『羽村市生涯学習基本計画』)

小中一貫教育

小学校と中学校をつなげ、義務教育 9 年間を通じて、児童・生徒一人ひとりの個性や能力を最大限に伸ばすことができる、きめ細やかな教育を実現しようとする教育形態のこと。一中校区、二中校区では施設分離型、三中校区では施設隣接型で実施している。

(参考：羽村市 Web サイト)

新型コロナウイルス感染症

令和元（2019）年 12 月以降、新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）により世界中に拡散しパンデミックをもたらした感染症のこと。世界保健機関（WHO）は正式名称を「COVID-19」としている。

人生 100 年時代

イギリスの組織論学者らが提唱した概念のこと。長寿命化が進む中で、学び方、働き方などの人生設計の再構築が必要であるとされ、生涯学習への影響も大きいとされる。

スクールカウンセラー

児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなど、学校の教育相談体制に大きな役割を果たす臨床心理士などの専門職のこと。

(出典：文部科学省 Web サイト)

スクールソーシャルワーカー

教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識等を有する者で、問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた「環境への働きかけ」や「関係機関とのネットワークの構築」などにより、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく人材のこと。

(出典：『羽村市生涯学習基本計画後期基本計画』)

青少年健全育成の日事業

子どもたちが企画・運営する模擬店等を outlet することで、子どもたちの社会性を育み、健全育成を図る取組みのこと。青少年対策地区委員会、青少年育成委員会、PTA などの機関と市が連携・協力し、実行委員会を組織している。

(出典：『羽村市生涯学習基本計画』)

〔た行〕

確かな学力

基礎的・基本的な「知識や技能」に加え、「学ぶ意欲」や「思考力・判断力・表現力など」を含めた幅広い学力のこと。

(出典：文部科学省 Web サイト)

多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

(出典：総務省 多文化共生の推進に関する研究会報告書)

地域教育シンポジウム

地域の教育力の向上を目的に、学校・家庭・地域の課題をテーマとして設定し、子どもと大人が意見交換を行う取組みのこと。青少年対策地区委員会、青少年育成委員会、PTA、学校と市が連携・協力し、実行委員会を組織している。

(出典：『羽村市生涯学習基本計画』)

デジタル・デバイド

インターネットやパソコン等の ICT 機器を利用できる者とできない者の間に生じる格差のこと。

(出典：『平成 23 年版情報通信白書』)

登録郷土研究員

郷土博物館に登録された、自らの意志により、郷土に関し研究を行う研究員のこと。

特別支援学級

特別の支援を必要とする児童・生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うための学級のこと。

(出典：『羽村市生涯学習基本計画後期基本計画』)

特別支援教育

障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育のこと。

(出典：文部科学省 Web サイト)

特別支援教育支援員

通常学級に在籍し、特別な支援を必要とする児童の学力向上を図り、学校生活の支援をするために、各小学校に配置している職員のこと。

(出典：『羽村市生涯学習基本計画後期基本計画』)

特別支援教室

発達障害のある児童・生徒が在籍校における支援を受けられるように通級指導学級の教員による巡回指導・相談を行う教室のこと。

(出典：『羽村市生涯学習基本計画』)

図書館資料

郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意した、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料のこと。

(出典：図書館法)

[な行]

人間学（キャリア教育）

「友達と遊ぼう」「自分をみつめよう」「社会に向かって」をテーマにしたキャリア教育のこと。自己肯定感を育むとともに、社会的に自立を図るうえで必要な資質や能力を培い、自らの生き方や人間としての生き方について考えることができるようにすることを目標としている。

(出典：『羽村市生涯学習基本計画』)

[は行]

働き方改革

働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指す改革のこと。

(出典：厚生労働省 Web サイト)

はばたきファイル

特別な支援が必要な子どもの早期（就学前）から就労に至るまでの一貫した支援のために、関係機関との連携の際に、情報の共有を図るためのファイルのこと。

(出典：『羽村市生涯学習基本計画後期基本計画』)

羽村学（郷土学習）

「羽村に親しむ」「羽村にかかわる」「羽村の明日をつくる」をテーマにした郷土学習のこと。羽村の郷土を愛し、羽村のよさに気付く、これからの羽村に生きる人々の生活、文化や環境などを守っていくことのできる態度や能力を育成し、それらを生かした実践力を高めることを目標としている。

(出典：『羽村市生涯学習基本計画』)

一般社団法人はむら総合型スポーツクラブはむすぼ

スポーツ・レクリエーション活動を通して、誰もが「いつでも」「どこでも」「いつまでも」楽しく身体を動かし、健康で豊かな「人づくり」「仲間づくり」「まちづくり」を目指して、市民が主体となって運営する総合型地域スポーツクラブのこと。

(出典：(一社) はむら総合型スポーツクラブはむすぼ Web サイト)

ビッグデータ

ICTにより、時々刻々生成され、収集され、蓄積された、多種多様なデータのこと。

(出典：『平成 24 年版情報通信白書』)

ブックスタート事業

3～4 か月児健康診査時に絵本の紹介や読み聞かせを行い、親子のふれあいを育むきっかけづくりとする事業のこと。

(出典：『羽村市生涯学習基本計画後期基本計画』)

フレイル

「虚弱」を意味する単語で、加齢による体力低下や生活環境の変化などにより、社会とのつながりが希薄となり、他の人の手助けや介護が必要になるなど、心と体の働きが弱くなってきた状態のこと。

(参考：東京都 Web サイト/ (公財) 長寿科学振興財団 Web サイト)

〔ま行〕

マルチステージ

「教育－仕事－引退」という単線型の人生ではなく、より多様で豊かな生き方・暮らし方を経験し、生涯に複数のキャリアを持つ人生のこと。

(出典：第 10 期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理)

〔や行〕

ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができるもので、障害があるなしに関わらず、誰にでも分かりやすく、使いやすいデザイン、理解しやすい環境整備などのこと。

(出典：『羽村市生涯学習基本計画後期基本計画』)

〔ら行〕

ライフステージ

生涯学習基本計画の基本理念を踏まえ、人生のライフサイクルを「乳幼児期」「少年期」「青年前期」「青年後期」「壮年期」「高齢期」の 6 つに区分した、各期の呼び方のこと。

リカレント教育

学校教育からいったん離れたあとも、それぞれのタイミングで学び直し、仕事で求められている能力を磨き続けていくための社会人の学びのこと。

(出典：厚生労働省 Web サイト)

リモート会議

遠隔地にいる相手と行う会議の総称のこと。利用するシステム等により、Web 会議、テレビ会議、電話会議などがある。

レガシー

「遺産・財産」のこと。オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催により、開催都市や開催国が、長期にわたり継承・享受できる、大会の社会的・経済的・文化的恩恵のこと。

(出典：『第五次羽村市長期総合計画後期基本計画』)

レファレンス

何らかの情報・資料を求めている図書館利用者に対して、図書館員が仲介的立場から、求められている情報・資料を提供・提示することによって援助すること。

(出典：『羽村市生涯学習基本計画後期基本計画』)

〔わ行〕

ワーク・ライフ・バランス

暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす「仕事」と、暮らしに欠かすことができない「家事・育児、近隣との付き合い」などの生活を充実させるための仕事と生活の調和のこと。

(参考：内閣府 Web サイト)

<A>

AI

「Artificial Intelligence (アーティフィシャル・インテリジェンス)」の略。人工知能のこと。

<G>

GIGA スクール構想

GIGA は、「Global and Innovation Gateway for ALL(グローバル・アンド・イノベーション・ゲートウェイ・フォー・オール)」の略。児童・生徒 1 人 1 台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するとともに、並行してクラウド活用推進、ICT 機器の整備調達体制の構築、利活用優良事例の普及、利活用の PDCA サイクル徹底等を進めることで、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる、国の構想のこと。

(出典：文部科学省 Web サイト)

<I>

ICT

「Information and Communication Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)」の略。情報処理及び情報通信、コンピューターやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどを総称する用語のこと。

(参考：文部科学省 Web サイト)

<S>

SDGs

「Sustainable Development Goals (サステナブル・デベロップメント・ゴールズ)」の略。「持続可能な開発目標」と翻訳される。平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030 年を年限とする 17 の国際目標のこと。

SNS

「Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)」の略。人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型のウェブサイト及びネットサービスのこと。

(出典：総務省 Web サイト)

Society5.0

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。狩猟社会 (Society1.0)、農耕社会 (Society2.0)、工業社会 (Society3.0)、情報社会 (Society4.0) に続く、新たな社会を指す。

(出典：第 10 期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理)

<W>

Web 会議

インターネットに接続したパソコンやスマートフォン等を介し、遠隔地にいる相手と行う会議のこと。映像や音声、データ等が共有できる。Web 会議システムとして、Zoom Meetings、Cisco Webex、Google Meet、Microsoft Teams、Skype などがある。

(参考：総務省 Web サイト)

Wi-Fi

ケーブルを使わず無線通信（ワイヤレス）でデータをやり取りする仕組みのこと。

(出典：総務省 Web サイト)

第二次羽村市生涯学習基本計画

令和 4（2022）年度～令和 13（2031）年度

第二次羽村市生涯学習基本計画前期基本計画

令和 4（2022）年度～令和 8（2026）年度

発行日 令和 4（2022）年 3 月

発 行 羽村市

〒205-8601 東京都羽村市緑ヶ丘 5 丁目 2 番地 1

電話 042-555-1111（代表）

編 集 羽村市教育委員会生涯学習部生涯学習基本計画担当

印 刷 株式会社タマプリント 〒198-0052 東京都青梅市長瀬 8-198-6

羽村市公式サイト <https://www.city.hamura.tokyo.jp/>



リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



第二次羽村市生涯学習基本計画
第二次羽村市生涯学習基本計画前期基本計画